

レジャー・レクリエーション研究

第45号

〈原著論文〉

ホテル・リッツにみるホスピタリティ序論

——ホスピタリティとサービスの関連について——

土居 守 1

中高齢者にみるレクリエーションナルスポーツへの社会化

——全国スポーツ・レクリエーション祭参加者に着目して——

久保 和之・中山 健・北村 尚浩・川西 正志・守能 信次 11

権田保之助における労働者娯楽の構想

坂内 夏子 23

〈日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規定他〉

〈日本レジャー・レクリエーション学会役員選出細則設置の趣旨〉

〈レジャー・レクリエーション研究投稿規定〉

〈日本レジャー・レクリエーション学会 会員名簿〉

日本レジャー・レクリエーション学会

2001年11月

日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された日本学会協議登録の学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26
立教大学 武蔵野新座キャンパス
コミュニティ福祉学部 松尾研究室内
日本レジャー・レクリエーション学会事務局
電話・FAX. 048-471-7345

郵便振替 00150-3-602353

口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」
※事務局へのお問い合わせは、FAXでお願い致します

日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

- 学会大会の開催**……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。
- 研究集会の開催**……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会をつくっております。
- 学会ニュースの発行**……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。
- 「レジャー・レクリエーション研究」の発行**……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。
- 研究・調査資料の発行**……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。
- 受委託研究の実施**……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究を進める体制ができております。
- 情報交換**……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報をとりかわす機会をつくっております。
- 共同研究**……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

〈原著論文〉

ホテル・リッツにみるホスピタリティ序論

——ホスピタリティとサービスの関連について——

土 居 守*

An Introduction to Hospitality of Hotel Ritz

——A Study on Hospitality and Service——

Mamoru DOI*

Abstract

César Ritz, a famous hotelman, not only founded high class hotels but established new styles concerning hotels and their use. And the Hotel Ritz in Paris contains the results of all his experiences.

A hotel cannot be a hotel without hospitality and service. Hospitality is adapted from a Latin word "hospes" meaning host or guest, while service is adapted from a Latin word "servus" meaning slave or servant. Therefore, A hotelman is a host and servant who offers his hospitality and service to his guest and master.

The service is not service without an object of service, and the hospitality is not hospitality without the wish to give attention to the needs of others.

By the way, Philip Kotler, a professor of marketing, classifies products into these categories.

- [1] Core product : intangible values or meanings we throw into a product
- [2] Tangible product : power or style which can make core product tangible
- [3] Augmented product : various services

For example, the core product of cosmetic is hope, and the tangible product of cosmetic is cosmetic in itself.

The hospitality is not hospitality without the intangible wish, so that it belongs to core product. The service is tangible product which makes hospitality tangible.

The hospitality includes service, and thanks for hospitality include the payment of charge for service. But there are some cases where the hospitality goes without the ordinary service and the payment of charge.

Key word: hotel, hospitality, service, core product,

*青森大学 Aomori University

受理日：2001年8月3日

I. はじめに

ホテル、ホストなどと同語源のホスピタリティ（歓待、手厚いもてなし）という言葉は観光分野などで使われることが多くなったが、一般の日本語のなかに定着したとは言いがたい。一方、サーバントなどと同語源の言葉であるサービスは、日本語のなかに完全に定着している。語源から想像できるように、ホスピタリティとは主人（ホスト）と客人（ゲスト）との関係を示す言葉であり、サービスは主人（マスター）と召使（サーバント）との関係を示す言葉である。

ホテルとホストとは同じ語源であるが、ホテルマンはサーバントとみなされることが多く、ホスト（客人をもてなす主人）とはあまりみなされない。ホテルのサービスについてはいろいろ論じられるが、ホテルのホスピタリティについてはあまり論じられることがない。

この論文は、サービスとホスピタリティを比較検討し、ホテル・リッツにみるホスピタリティを研究する最初のステップである。

パリのホテル・リッツを研究対象としたのは、第二節に列挙するように、このホテルのゲストが極めて多彩だからである。そしてまた、そのような多彩なゲストを迎えたホテル・リッツの創立者セザール・リッツには何かしらきわだった特徴があるはずだと考えるからである。

セザール・リッツを筆頭とするホスト陣及び第二節に列挙するゲスト陣から何組かの組み合わせを選び、そのホストとゲストとを結ぶホスピタリティを個別に研究していくことが主要な目的である。

本論文はその個別研究の最初のステップとしてセザール・リッツと彼がつくったホテルの特徴を明らかにするとともに、ホスピタリティとサービスを語源を手掛かりに詳細に比較検討し、ホスピタリティの特色を明らかにすることを目的とする。

II. ホテル・リッツの多彩なゲスト

パリのヴァンドーム広場は歴史の変遷とともにその呼称も変化し、最初はルイ14世の騎馬像があったが大革命によって破壊され、1810年アウステルリッツの戦勝を記念して円柱が建立され、その頂きにはナポレオン像が置かれた。その記念円柱の頂きもナポレオン像、アンリ四世像、百合の花（フランス王家の象徴）の彫

刻、再びナポレオン像と変化した。そして、1871年のパリ・コミューンの際には、頂きのナポレオン像は記念円柱もろとも引き倒されてしまったが、このとき民衆を扇動したのが、冤罪だという説もあるが、有名な画家のギュスターヴ・クールベであった。その後1874年、ナポレオン像をいただく記念円柱が復原され、現在にいたっている。

ヴァンドーム広場を取り巻いているのはルイ14世時代の建築様式の建物であり、法務省、ヴァン・クリーフ&アルベルなど美術館級の宝石店のほかにショパンが暮らした家など由緒ある建物が多い。

スイスのホテルマン、セザール・リッツは、このパリ屈指の華麗なヴァンドーム広場15番地のもとローザン公爵の館を購入し、これを理想のホテルへと作り替えたのである。こうして、1898年、世界的な名門ホテルのリッツがヴァンドーム広場に誕生することになった。

1850年スイスに生まれたセザール・リッツは、イギリス、フランス、スイス、ドイツなど各地でホテルやレストランの経営に参加して高い評価を受けており、1898年当時彼の名はヨーロッパのホテル業界に知れ渡っていた。したがって、パリのホテル・リッツの建設は、セザール・リッツが自らの集大成として乗り出した事業だったのである。彼は、ホテル・リッツ建設にあたって、次のようなイメージをもっていた。

「何かしら新しく、オリジナルなもの、エレガンスの極致であり、プリンスが自分の住まいに望むようなあらゆる洗練を集めたホテル」¹⁾

彼はこのようなイメージどおりのホテルを実際に作り上げ、それを目にしたある人物は次のように述べたという。

「リッツよ！ 王やプリンスたちはあなたをうらやむだろう。あなたは、どのように生活すべきか上流社会に教えることになるだろう」²⁾

ホテル・リッツにおいてプリンスたちは自分の理想の住まいにいるように優雅にくつろぎ、一般の人々は自分がプリンスやプリンセスになったような気分になることができたのである。それが評判を呼び、新たな客が集まることになる。上流社会を代表したのは王侯貴族であったが、時代の変遷とともに著名な政治家、実業家、作家、芸術家、映画スターなどの客が増えてくる³⁾。こうした各界の著名人がホテル・リッツの評

判をさらに高めていったのである。

ホテル・リッツを愛した各界の著名人を挙げれば、きりがない。しかし、王侯貴族、政治家というような分類に従って、主だった人物を簡単に紹介してみよう。

王侯貴族では、公私ともに華やかであったイギリス王エドワード七世(1841-1910 在位1901-1910)の名をまず最初に挙げなくてはならない⁹⁾。彼はプリンス・オヴ・ウェールズ(イギリス皇太子)時代からセザール・リッツが手がけたさまざまなホテルの常連であり、セザール・リッツのことを「王のためのホテルマンにしてホテルマンの王」⁹⁾と称えている。セザール・リッツが「プリンスが自分の住まいに望むようなホテル」と考えたとき、このプリンスは具体的にはプリンス・オヴ・ウェールズのことであった。

次に世紀のロマンスと言われたエドワード八世(1894-1972)とシンプソン夫人。エドワード八世はシンプソン夫人との結婚のため在位(1936)一年足らずで退位し、ウィンザー公となっているので、リッツの常連としてはウィンザー公夫妻というべきであろう。

その他、ヨーロッパや中東各国の王侯貴族、今日では消滅したロシアや東欧の王族たちの多くもリッツを常宿としていた。

時代をぐっと下って、1997年事故死した元イギリス皇太子妃ダイアナもリッツを常宿としていた。彼女を乗せた車はリッツから出発し、あの事故が起きたのである。

政治家では、まずイギリス首相ウィンストン・チャーチル(1874-1965)であろう。彼は首相になる以前からパリ訪問の際はリッツを利用し、リッツを会談の場とすることもあった。

次にチャーチルほど大物ではないが、フランスのジョルジュ・マンデル(1885-1944)が挙げられる。彼は官房長官、内相などを歴任し、第二次大戦中、抗戦継続を唱えドイツ軍に殺される。彼はリッツで暮らし、リッツ経営陣は、ドイツ占領下においてリッツの営業を継続すべきか否か、彼のアドバイスを求めたりしている。

実業界、金融界では、ロスチャイルド、ロックフェラー、モーガン、ウルワースなどの一族がリッツの常連であった。なかでも若くしてウルワースの遺産相続人となったバーバラ・ハットン¹⁰⁾は、パリにしようといまいとリッツ最高のスイートを常に借りていた。また、

リッツの歴史に残る大宴会を主催したりもしている。リッツへの直接的な経済的貢献では、彼女は個人としては屈指の存在であったであろう。

作家では、まずマルセル・ブルースト(1871-1922)の名を挙げなくてはならない。彼は晩年には「リッツのブルースト」⁹⁾と言われるほどリッツを利用し、大作『失われた時を求めて』(1913~1927年)のなかでリッツの有名な給仕頭オリヴィエ・ダベスカをモデルとした人物を描いている。ブルーストがリッツにコレット(1873-1954)を連れて来て、コレットはジャン・コクトー(1889-1963)を連れて来たとのことである。

次に「失われた世代」代表のアーネスト・ヘミングウェイ(1899-1961)。現在リッツにあるバーの一つはヘミングウェイ・バー¹¹⁾と名づけられているほどリッツとはなじみが深い。パリの青春時代を回想した彼の遺作『移動祝祭日』(1964)にはリッツも登場するが、この作品は1920年代にリッツにあずけたままになっていたトランクが1956年に偶然発見され、そのなかのノートがもとになっている⁹⁾。また、ヘミングウェイは1944年特派員としてヨーロッパに赴き、8月のパリ解放には自ら率いる私設軍団とともに入城し、その足で建物の半分をドイツに接収されていたリッツを解放したことになっている。

「ジャズ・エイジの旗手」といわれたF.S.フィッツジェラルド(1896-1940)は、しばしばリッツ・バーで飲みまくり⁹⁾、『バビロン再訪』(1931)や『夜はやさし』(1934)などの作品のなかではそのリッツ・バーを背景として使っている。この両作品は、それぞれ日本公開タイトル『雨の朝パリに死す』、『夜は帰って来ない』で映画化もされている。また、パリのリッツと関連はあるが別会社であるニューヨークのリッツ＝カールトン・ホテル(1910年開業)を指しているのだが、『リッツのように大きなダイヤモンド』(1922)という重要な作品も残している。

日本ではほとんど無名のルイス・ブロムフィールド(1896-1956)は、ヘミングウェイやフィッツジェラルドと同様にパリに滞在していたアメリカ人作家だが、その作品『アンナ・ボルトンに何が起こったか?』(1944)は、全面的にリッツを舞台とする小説である。主人公アンナ・ボルトンも、第二次世界大戦中リッツに滞在していた実在のアメリカ人女性をモデルとしている¹⁰⁾。

映画関係者では、まず喜劇王チャーリー・チャップリン(1889-1977)の名を挙げなくてはなるまい。女優ではグレッタ・ガルボ、マレーネ・デートリッヒ、イングリッド・バーグマン、オードリ・ヘプバーン、男優ではルドルフ・パレンチーノ、ハンフリー・ボガート、ケーリー・グラント、ゲーリー・クーパーなどがリッツの常連であった。

ケーリー・グラントと大富豪のバーバラ・ハットンは一時期夫婦であり、オードリ・ヘプバーンとゲーリー・クーパーが主演した映画『昼下がりの情事』の舞台にはリッツが使われている。

最後に、リッツの常連としては、デザイナーのココ・シャネル(1883-1971)の名を忘れるわけにはいかない。彼女はしばしばリッツを利用していたが、1934年からは一時期の中断を除いて1971年に亡くなるまでリッツで暮らしていたのである。亡くなった場所もリッツの彼女のスイートであった。ココ・シャネルはウィンストン・チャーチルとも個人的な知り合いとなり、第二次世界大戦後、対独協力の疑いをかけられた彼女を救ったのはチャーチルだったと言われている¹¹⁾。

このような多彩な著名人を迎えたホテル・リッツのホスピタリティを検討するためには、まず創立者セザール・リッツと彼がつくったホテルの特色を知る必要がある。

III. セザール・リッツの生涯

セザール・リッツ(1850-1918)は、スイスの小さな村の農家の13番目の子供として生まれ、15才でワイン・ウェイター見習いとして地元のホテルでそのキャリアをスタートさせる。1867年パリ万国博覧会を機にパリに行き、小さなホテルやレストランで経験を積む。1869年当時最も人気のあったレストラン・ヴォワザンに移り、有名な経営者ベランジェの指導のもとで仕事を一からおぼえなおす。ここで、客とくに著名人に対処する方法を学び、作家のゴンクール兄弟¹²⁾(兄1822-1896、弟1830-1870)、ジョルジュ・サンド(1804-1876)、テオフィール・ゴーチエ(1811-1872)、デュマ・フィス(1824-1895)、それに女優のサラ・ベルナル(1844-1923)などに給仕し、その能力を高く評価される。また彼は、料理を客の目にアピールさせる重要性をベランジェから学んだという。

普仏戦争(1870-1871)を機にいったんパリを離れ

るが、1872年再びパリにもどるとホテル・スプランディッドでフロア・ウェイターとして再出発し、その後すぐに給仕頭へと出世する。

1873年ウィーン国際博覧会を機にウィーンに行き、給仕頭からウェイターにもどるが、オーストリア皇帝主催の晩餐会でビスマルクやロシア皇帝夫妻など各国の要人や王侯貴族の給仕をする。そして、ここで初めて、彼のホテルの最も重要な客となるプリンス・オヴ・ウェールズ(後のイギリス王エドワード七世)に出会うのである。

ウィーン国際博覧会が終了するとフランスにもどり、ニースのグランド・ホテルのレストラン・マネージャーになり、翌1874年の夏はスイスアルプスのリゾートホテルで給仕頭として働く。シーズンごとに移動する上流階級に従って、セザール・リッツも移動する生活が始まったのである。その後数年間ロカルノやサンレモでさらに幾つかのホテルを経験し、客に対処する外交的手腕やホテルの衛生面の重要性を認識したという。

その後1877年、セザール・リッツ27才のとき、スイスのルツェルンのホテル・グランド・ナショナルのオーナーが、このスイス最高のホテルのゼネラル・マネージャーになるように彼に依頼する。彼は期待どおりの手腕を発揮し、ホテル・グランド・ナショナルを社交生活の中心にする。毎年7月から8月にかけてのシーズンには舞踏会、パーティー、コンサートなどが催され、ヨーロッパ中の話題になったのである。

その後1887年まで11年間にわたりサマーシーズンの間はルツェルンのホテル・グランド・ナショナルで働くが、ウィンターシーズンはなお数年間いくつかのホテルを経験した後、1880年から1887年まで8年間にわたりモンテ・カルロのグランド・ホテルでゼネラル・マネージャーとして勤務する。セザールはグランド・ホテルの評判を高め、ルツェルンのホテル・グランド・ナショナルと同様にこのホテルを社交生活の中心にする。

ホテルの成否は料理で決まるとセザール・リッツはすでに経験上知っていたが、彼はこのグランド・ホテルで有名なシェフのオーギュスト・エスコフィエを迎えることに成功し、その後エスコフィエはルツェルンのホテル・グランド・ナショナルのシェフも務めるようになる。エスコフィエは以後セザールのチームの最も有力なメンバーとなるのである。彼ら二人は秩序と

清潔を大切に、料理やそのプレゼンテーションは女性客をターゲットにすることなどで完全に意見が一致したという¹³⁾。

1887年、37才のセザール・リッツはルツェルンとモンテ・カルロから完全に手を引き、カンヌのホテル・ド・プロヴァンス、バーデン・バーデンのホテル・ミネルヴァおよびレストラン・ド・ラ・コンヴェルサシオンの経営者となる。これらのホテルやレストランは各国の上流階級の人々が集う場所となり、ホテル・ド・プロヴァンスはプリンス・オヴ・ウェールズの常宿となるのである。

1889年、休むことを知らないセザール・リッツは、しばらく前から要請を受けていたロンドンのサヴォイ・ホテルに参加し、彼とエスコフィエの黄金チームはわずか数か月でロンドンの評判を勝ち取ることになる。ウインストン・チャーチルの父のランドルフ・チャーチル卿(1849-1895)、社交界の花形でありプリンス・オヴ・ウェールズの愛人であったリリー・ラングトウリー(1854-1929)、作家のオスカー・ワイルド(1854-1900)などがサヴォイの常連となるのである。

サヴォイ・ホテルのマネージャーと同時に、セザール・リッツは相変わらず自分の二つのホテルと一つのレストランの経営責任者であった。そのほかにもローマのグランド・ホテル(1893年開業)などさまざまなホテルに参加し、パリのホテル・リッツ開業のころはサヴォイをはじめ大部分から手を引いたが、ロンドンのカールトン・ホテルを筆頭になお幾つかのホテルとは関係を保っていた。これらのホテルの間を往復するセザール・リッツの荷物完全に荷ほどきされることはなかったという。

セザール・リッツはサヴォイの常連の有力者たちの協力を得て、1896年リッツ・ホテル・シンジケート有限会社を設立し、ホテル・リッツをパリに建設する準備に着手する。そして、ヴァンドーム広場15番地のもとローザン公爵の館を購入し、「衛生、効率、美」¹⁴⁾を念頭にこれを理想のホテルへとつくり変え、1898年に開業させるのである。ホテル・リッツ建設の知らせを聞いたプリンス・オヴ・ウェールズは、「リッツの行くところ、どこへでも従おう」¹⁵⁾と言ったと伝えられている。

ホテル・リッツが順調にスタートすると、セザールはすぐにロンドンのカールトン・ホテルに力を入れ、

1899年に開業させる。両ホテルとも順調であったが、セザール・リッツは1902年積年の疲労から病に倒れ、その後再び以前のように仕事をすることはできなかった。しかし、病氣療養中もホテル・リッツの経営に気を配り、なお新しいホテルの建設を夢みていた。16年間におよぶ闘病生活の後、最後はスイスのルツェルン近郊の病院で亡くなる。1918年のことであった。

以上がセザール・リッツの足跡のあらましである。

続いてセザール・リッツおよび彼が手がけたホテルの特色を確認する必要がある。

IV. セザール・リッツ及び彼が手がけたホテルの特色

一見して明らかなことだが、セザール・リッツのホテルの客たちは、プリンス・オヴ・ウェールズを筆頭にほぼ上流階級に限られている。これをもって、彼はスノブだと言えるかも知れないが、彼が上流階級的をしぼったのは純粋にビジネスのことを考えたからにすぎない。上流階級を客に迎える方がホテルビジネスのチャンスが広がることは明らかであろう。

セザール・リッツは、衛生、清潔、秩序、効率、美(清潔や秩序から導き出される美が本物であろう)を追及し、ホテルの仕事は客に宿泊設備と食事とワイン、およびそれらに関連するサービスを提供することであるというシンプルな理念に基づいて仕事をしてきた。しかし、必要とみなしたサービスはコストを考えずに提供する完全主義者であったため、結果的に彼のホテルの客たちは富裕な人々になったとも言えよう。

セザール・リッツが必要とみなしたサービスが、結果的に豪華なものになることはあったであろう。しかし、彼が目ざしたのは豪華なサービスの提供ではなく、客の好みに合わせたサービスの提供である。食事、ワイン、タバコ、音楽、女性、話題などすべてにわたって客の好みをすばやく察知し、それに合わせたサービスを提供した。

「あなたは、私の好みを私以上によく知っている。私の好みに合わせてディナーの用意をしてくれ給え」¹⁶⁾

プリンス・オヴ・ウェールズは、このようにセザール・リッツに言ったと伝えられている。

セザール・リッツを特徴づけるものは、このようなサービス提供だけではない。まず、ホテル建設にあたって衛生面を重視したことは、彼の大きな功績であろう。19世紀末までは、かなりの邸宅であろうともバスルー

ムは一つしかなく、排水設備もきわめて不十分なものであった。邸宅でさえ衛生的でなかったのだから、庶民の家そして都市全体の衛生状態はかなり劣悪のものであった。度重なるコレラやペストの流行は、こうした事情を物語る。セザール・リッツは衛生面を重視して、ローマのグランド・ホテル(1893年開業)、パリのホテル・リッツ(1898)、ロンドンのカールトン・ホテル(1899)の一部屋ごとにバスルームを設置したが、これは当時としては革命的なことだったのである。また彼は、ホテルの排水や採光に気を配り、カーテンには重いビロードではなく洗濯しやすい軽いモスリンを使うなど、細部にわたって衛生面を重視したホテルづくりを行っている¹⁷⁾。

セザール・リッツが革命的だった点はほかにもある。今日ではあまり想像できないことだが、19世紀末もしくは20世紀初頭まで上流階級の夫人や娘たちがホテルやレストランを利用することはなかった。セザール・リッツは、ホテルづくりにあたって彼女たちを重要なターゲットにしたのである。その結果、スイスのホテル・グランド・ナショナル、ロンドンのサヴォイやカールトン、ローマのグランド・ホテルそしてパリのホテル・リッツなど彼が手がけたホテルに多くの女性客の姿が見られるようになったのである¹⁸⁾。1870年頃セザール・リッツは若きウェ이터として、レストラン・ヴォワザンで作家のジョルジュ・サンドや女優のサラ・ベルナルに給仕をしたが、彼女たちは時代の最先端に行く当時としては例外的な女性たちだったのである。

セザール・リッツのこうした革新性は、彼が社会の新しい動きをすばやく察知してうまくそれに乗った結果かも知れない。社会が衛生面を重視するようになったから、彼のホテルもそれに倣ったのかも知れない。女性が家庭の外に出る機会が増えたから、彼はそれを自分のビジネスチャンスとしたのかも知れない。しかし、次のように考えることもできるだろう。彼は最初シーズンごとに移動する上流階級に従って移動していた。ところが、彼の評判が高まると、客の方が次のシーズンの彼の行き先を尋ねたという。客が彼の後を追う現象もあったわけであり、「リッツの行くところ、どこへでも従おう」というエドワード七世の言葉はそれを如実に物語っている。同様に、セザール・リッツは社会の動きに従っていたが、またある面では彼の方が社会の動きをリードしていたと考えることも可能であ

ろう。

セザール・リッツが革新的であった点をもう一つ挙げれば、広告がまだ一般的でなかった時代にいち早く広告の重要性を認識していたことだろう。彼は1887年初めて本格的なホテル経営者となるが、その後一貫して広告を重視したホテル経営を行っている¹⁹⁾。

セザール・リッツは単に高級ホテルを手がけただけでなく、ホテル及び人々のホテル利用に関して新しいスタイルを確立した。これが彼の最大の功績であろう。

このようなセザール・リッツを筆頭とするホストがゲストに提供したホスピタリティは、当然検討に値するものであろう。そのためには、まずホスピタリティの本質を明らかにしなくてはならず、その最初の作業はホスピタリティとサービスの詳細な比較検討であろう。

V. ホスピタリティとサービスの関連について

ホテル・リッツのゲストであったヨゼフ・ヴェクスベルクはホテル・リッツについて次のように述べている。

「…(略)…ホテル・リッツを構成するのは三つの館と二つの付属の建物、庭園と花壇、テラスと回廊であり、…(略)…それらを結ぶものは、手を触れることのできない完璧な条件として知られているあの『リッツ・サービス』、すなわち、従業員たちの献身、経営陣のプライド、そしてリッツを信頼する客たちの愛情なのである…(略)…」²⁰⁾

「リッツ・サービス」は単なるサービスを越えたものであり、「リッツ・サービス」というよりも「リッツ・ホスピタリティ」と呼ぶ方がふさわしいように思われる。その理由を説明するために、まずホスピタリティとサービスの語源を調べてみよう。

ホスピタリティとサービスの語源を含めた比較検討は、服部勝人がその著『ホスピタリティ・マネジメント』のなかで行っているが、ここでは、改めてOED(オックスフォード・イングリッシュ・ディクショナリー)を使って詳細に調べることにする。

サービス(service)の語源はラテン語のセルウス(servus: 奴隷、奴隷の)であり、セルウスからセルウィティウム(servitium: 奴隷の身分・状態、隷属、束縛)が派生した。セルウィティウムが古フランス語

のセルヴィス (servise, service)、近代フランス語の service となり、古フランス語から英語に借用されて現代英語の service に至ったのである。

また、セルウスからセルウィーレ (servire : 仕える、奴隷になる、隷属状態で生きる) が派生し、それが古フランス語 (近代フランス語でも同形) のセルヴィール (servir : 仕える) になり、古フランス語から英語に借用されて現代英語のサーバ (serve : 仕える) に至ったのである。そして、フランス語 servir の現在分詞セルヴァン (servant) が英語に借用されて、現代英語のサーバント (servant : 召使) になったのである。

サービスは主従関係の言葉だということが理解できるであろう。奴隷は主人に一方的にサービスし、見返りに自分の生命を維持するもののみを受け取った。サービスが奴隷の身分・状態から勤務を意味するようになると、勤務する人は客にサービスし、見返りに代金を受け取るようになったのである。

サービスをする側と受ける側では、受ける側が一方的に主導権を握っている。サービスを買うか買わないかは客しだいなのであり、したがって「お客様は常に正しい」、「お客様は神様です」という発想も生まれたのである。ホテル・リッツの創立者セザール・リッツをはじめ、リッツのスタッフたちにも、もちろん、こうした発想はあった。しかし、これとは異なる発想もあったのである。

ホテル・リッツはもともと貴族の館を改装したものであり、セザール・リッツは自分のホテルに上流階級のプライベートな館の雰囲気を出した。そして、客たちをその館を訪れたゲストとみなし、ゲストをもてなす主人 (ホスト) 役を務めたのである。

ホスト、ホテル、ホスピタリティなどを OED によって調べてみると、それらの語源がラテン語の hospes (hospes : 客人の保護者または客人) であることが分かる。hospes から hospitarius (hospitarius : 温かくもてなす、もてなしが手厚い) が派生し、hospitarius から hospitariusitas (hospitariusitas : 歓待、手厚いもてなし) が派生した。hospitariusitas がフランス語の hospitalité (hospitalité) になり、それが英語に借用されて、現代英語のホスピタリティ (hospitality : 厚遇、歓待、手厚いもてなし) に至ったのである。

ホスピタリスの中性形単数ホスピターレ (hospitale : 客人を迎える部屋) が古フランス語のオステル (ostel, hostel)、近代フランス語のオテル (hôtel) になり、hostel が英語に借用されて現代英語の hostel になり、hôtel が英語に借用されて現代英語の hotel になったのである。また、この同じホスピターレ (hospitale) が古フランス語のオスピタル (hospital)、近代フランス語のオピタル (hôpital) になり、古フランス語から英語に借用されて現代英語のホスピタル (hospital : 病院) になっている。

さらに、ホस्पス (hospes) の対格ホスピテム (hospitem) が古フランス語のオスト (oste, hoste)、近代フランス語オート (hôte) になり、古フランス語から英語に借用されて、現代英語の host となったのである。

こうした経路を見てみると、ホスピタリティが客人 (ゲスト) と主人 (ホスト) に関する言葉であることが理解できる。一方、サービスは主人 (マスター) と召使 (サーバント) に関する言葉である。

客をくつろがせる (at home にさせる) ことはホテルの基本であるが、客が自分の home にいる状況をあくまで想定してサービスに努めれば、客がマスター、ホテルマンたちはサーバントとなる。客を at home にさせることは同様であるが、客をあくまで客人としてもてなし (ホスピタリティ) をすれば、客はゲスト、ホテルマンたちはホストとなる。

ここに、サーバント兼ホストというホテルマンたちの二重性がある。そして、この二重性を完璧に具現していたのが、ホテル・リッツの有名な給仕頭オリヴィエ・ダヴェスカであろう。

ホテル・リッツの常連であったイギリスのハロルド・ニコルソン卿は、外交官であり文人でもあったが、オリヴィエに関して次のような言葉を残している。

「オリヴィエは、達人の正確さをもって、召使であり保護者であった。敬意と懇勸を兼ね備えていたのである」²¹⁾

ホスピタリティとサービスの相違点は、主客関係と主従関係という異なる人間関係のなかに成立したことだけではない。両者にはこれ以外にも本質的な相違点があるのである。

「手を触れることのできない『リッツ・サービス』、すなわち、従業員たちの献身、経営陣のプライド、そ

して客たちの愛情」という表現をもう一度思い返してみよう。

サービスの基本的な意味は、奴隷または召使としてマスターに仕えることであり、ホスピタリティの基本的な意味は、ホストとしてゲストを温かくもてなすことである。言うまでもなく、温かくもてなすためには、温かいもてなしの心がなければいけない。すなわち、ホスピタリティは心の状態を前提としているのである。では、サービスはどうであろうか。奴隷の主人（マスター）にとっては、奴隷＝奴隷のサービスであったであろう。すなわち、奴隷や召使がマスターにサービスするとき、サービスすることとサービスする主体（奴隷や召使）はほとんど一体であったであろう。また、サービスすることとサービスの目的（サービス行為によってもたらされるもの。たとえば、食事のサービスの場合は食事）もほとんど一体であろう。サービスは実体と一体になっていることに意味があるのである。

サービスするという行為自体は手で触れることはできないが、サービス行為はその主体もしくは目的という手で触れることのできる実体と一体になっている。したがって、理論的にはともかく、実際問題としては、手を触れることのできないサービスという言葉にはあまり意味がないと思われる。ホスピタリティは心の状態を前提としており、心の状態は手で触れることはできないものである。したがって、手を触れることのできないホスピタリティという言葉には、おおいに意味がある。

手を触れることのできない「リッツ・サービス」は従業員たちの献身、経営陣のプライド、客たちの愛情と言い換えられていた。この献身、プライド、愛情はまさに手で触れることのできない心の状態である。サービスとは、手で触れることのできる実体と一体になった行為であり、心の状態ではない。

「リッツ・サービス」は「リッツ・ホスピタリティ」と呼ぶ方がより適切であったことが以上で理解できるであろう。

サービスは手で触れることのできる実体と一体になっていることに意味があり、したがって、究極のサービスは自動販売機であるという考えも成立する²²⁾。一方、ホスピタリティの方は、手で触れることのできない、温かいもてなしの心を前提としていることに意味がある。したがって、究極のホスピタリティとは、ゲスト

とホストとの理想的な人間関係のなかに成立するものであろう。

ホスピタリティとは手で触れることのできないものである。マーケティング論の専門家フィリップ・コトラーの説く、手で触れることのできない「中心価値」についてぜひとも触れねばならない。

VI. 中心価値について

マーケティング論の専門家フィリップ・コトラーは、製品の価値を次の三つに分類している。

- [1] 中心価値 (core product : 製品に込められた手で触れることのできない価値)
- [2] 形態価値 (tangible product : 性能、スタイルなど製品それ自体がもつ価値)
- [3] 付随価値 (augmented product : アフターサービスなど製品に付随する価値)²³⁾

たとえば、人は車を買う場合、ただ単に車の性能やスタイルを考慮しているのではなく、「車外に流れる風景」、「恋人を乗せる期待」などを車に込めている。この製品に込められた、手で触れることのできない価値が中心価値であり、それを触知可能 (tangible) にする価値 (形態価値) をもつのが車の性能やスタイルなど製品それ自体であり、そして配達やアフターサービスなどが付随価値である。

コトラーは、人が製品を買う場合その製品に込める中心価値の例として、以下のものを挙げています。化粧品の場合は「希望」、ドリルでは「穴」、ステーキでは「ジュッという音」である。これらは心の状態、心に浮かぶ映像、心で聞く音響であり、いずれも手で触れることはできないものである。

心の状態を前提とするホスピタリティは中心価値の範疇に入るものであり、それを触知可能にする価値 (形態価値) をもつのが実体的なサービスだと考えられるであろう。ということは、ホスピタリティはサービスを含む。手で触れることのできないホスピタリティを触知可能にするためには、実体的なサービスが必要なのである。

コトラーの説く中心価値の理論は、ビジネスだけではなく芸術についても当てはまる。例えば、「誰にでも詩心はあるが、誰もが詩人になれるわけではない」という言葉がある。詩人だけが詩心 (中心価値) を触知可能にする詩を書くことができるのである。写真術

が発明されたとき、これで絵画は滅ぶと思った人は少なからずいたそうである。しかし、そうはならなかった。画家は、表面には表れない本質（中心価値）を描くことができたからである。

すぐれた芸術家やビジネスマンはさまざまな中心価値をすばやく察知して、それを触知可能にして作品（商品）とすることができるのである。セザール・リッツはまぎれもなくそうしたビジネスマン（ある意味では芸術家）の一人であった。

VII. まとめ

パリのホテル・リッツはイギリス王エドワード七世、ブルースト、ヘミングウェイ、フィッツジェラルド、ココ・シャネルなど多くの著名人が常宿としていた。

このホテルの創業者セザール・リッツは、ただ単に高級ホテルを手がけただけでなく、ホテル及び人々のホテル利用に関して新しいスタイルを確立した。彼は他に先駆けてホテルの衛生面を重視した。女性たちは19世紀末頃まではホテルやレストランを利用しなかったが、彼は他に先駆けて自分のホテルやレストランに多くの女性客を迎えることに成功した。

ホテルやホストなどと同語源のホスピタリティ（歓待、手厚いもてなし）とサーバントなどと同語源のサービスは密接に関連し同一視されることもあるが、語源的に行っても別物である。ホスピタリティとはホスト（主人）とゲスト（客人）との関係を示す言葉であり、サービスはマスター（主人）とサーバント（召使）の関係を示す言葉である。セザール・リッツはエドワード七世（ゲスト）にもてなし（ホスピタリティ）をするホストであり、エドワード七世にサービスするサーバントでもある。ホテルマンにはホスト兼サーバントという二重性があるのである。

究極のサービスは自動販売機であるという言葉に見られるようにサービスはモノと一体になっていることに意味があり、ホスピタリティはもてなしの心（手で触れることのできない心の状態）を前提としていることに意味がある。したがって、究極のホスピタリティはホストとゲストとの理想的な人間関係のなかに成立する。

マーケティング論のコトラーは、人はある製品を買う場合、その製品に手で触れることはできない中心価値（化粧品の場合は希望）を込め、その中心価値を触

知可能にする価値（形態価値）をもつのが製品それ自体であると説いている。手で触れることのできないホスピタリティは中心価値の範疇に入るものであり、それを触知可能にするのが実体的なサービスなのである。したがって、ホスピタリティはサービスを含む。手で触れることのできないホスピタリティを触知可能にするためには実体的なサービスが必要なのである。

サービスの提供に対し代金を支払うことはサービスの領域であるが、ホスピタリティ（サービスを含む）に対し感謝すること（当然サービス代金の支払いを含む）はホスピタリティの領域である。そして、感謝の気持ちをチップとして表すことも広く行われて来たことである。すなわち、金銭授受が常に伴っているのだが、ホスピタリティが通常のサービス提供と金銭授受から離れる場合もある。

服部勝人はホスピタリティとサービスを比較検討し、ホスピタリティの特徴として相互性、文化性、人間性などを挙げ、サービスの特徴として一方性、効率性、機能性などを挙げている²⁾。そして、彼は機能優先であったマネジメントに対し、人間性を重視したホスピタリティ・マネジメントを提唱している。彼の関心は、人間的要素を重視した経営であり、企業である。

筆者の関心は、ホスピタリティの文化性、人間性である。ホテル・リッツにみるホスピタリティが通常のサービス提供と金銭授受から離れたケース、言い換えれば、さまざまなホスピタリティを仲立ちとして、リッツのスタッフと客たちが一般的なホストとゲストに限りなく近づいたケースの研究である。

研究対象のゲストは、まとめの冒頭に挙げた五人である。

註

- 1) 文献(7)p.43
- 2) 文献(7)p.55
- 3) 文献(7)pp.132-133

1948年ホテル・リッツは創業50周年のパーティーを開いたが、オープニング・パーティーの貴族には政治家が、金利生活者には実業家が取って代わっていたとRouletは書いている。

- 4) 文献(3)pp.82-83
- 5) 文献(6)p.2
- 6) 文献(5)p.259

7) 文献(7)p.162

リッツ・バーは1921年のオープンだが、1935年までは女性は入ることができなかった。リッツ・バーの向かい側に女性も入れるプチ・バーがあり、このプチ・バーが現在ヘミングウェイ・バーとして残っている。ヘミングウェイやフィッツジェラルドが飲みまくったメインのリッツ・バーは今では存在しない。現在のメイン・バーは1962年リッツで三番目にオープンしたバー・ヴァンドームである。

8) 文献(4)pp.159-160

9) 文献(8)p.205

10) 文献(7)p.117、文献(9)p.14

11) 文献(10)

12) 文献(6)p.25

セザール・リッツは後年ヴォワザン時代を回想して次のように述べている。兄か弟かどちらかは分からないが、ゴンクール兄弟の一人は覚えている。彼は大変な話し好きで、自分は聞き上手だったから、彼は私の給仕を好んでいたと思う。

13) 文献(9)p.44

14) 文献(6)p.208

15) 文献(9)p.56

16) 文献(9)p.39

17) 文献(6)pp.64-66

マリー＝ルイズ・リッツは、ホテル・リッツのオープン直後の次のような新聞記事を紹介している。

「もし病気のなかでも最も伝染性の強い結核を恐れるならば、私はホテル・リッツに行かなくてはいけない…(略)…」省略したが、この記事は、通風、採光、ベッド、カーテン、バスルームなどに関してホテル・リッツが衛生面を重視していることを紹介している。

18) 文献(9)pp.46-47

19) 文献(6)p.134, p.223

20) 文献(9)p.15

21) 文献(7)p.70、文献(9)p.82

22) 文献(1)p.97

23) 文献(2)pp.242-244

24) 文献(1)p.42

文献一覽

(1) 服部勝人、『ホスピタリティ・マネジメント』、丸善ライブラリー、1996

(2) Kotler, Philip & Armstrong, Gary, 《Principles of Marketing》, Prentice Hall, 1989

(3) 森護、『英国王室史事典』、大修館書店、1994

(4) 森岡裕一他、『酔いどれアメリカ文学』、英宝社、1999

(5) ベインター、ジョージ・D、岩崎力訳、『マルセル・ブルースト』下巻、筑摩書房、1972

(6) Ritz, Marie-Louise, 《César Ritz》, The Bodley Head, London, 1980

(7) Roulet, Claude, 《Ritz》, Quai Voltaire, Paris, 1998

(8) ターンブル、アンドゥリュウ、永岡定夫、坪井清彦訳、『完訳フィッツジェラルド伝』、こびあん書房、1992

(9) Watts, Stephen, 《The Ritz》, The Bodley Head, London, 1980

(10) BBC制作 (NHK放送)、20世紀人物列伝 ココ・シャネル、1995

(11) OED (オックスフォード・イングリッシュ・ディクショナリー)

〈原著論文〉

中高齢者にみるレクリエーションナルスポーツへの社会化

——全国スポーツ・レクリエーション祭参加者に着目して——

久保和之* 中山 健**
北村尚浩*** 川西正志***
守能信次****

Socialization into recreational sport in elderly person

——Focus on the participants of a sport and recreation festival——

Kazuyuki KUBO*, Takeshi NAKAYAMA**, Takahiro KITAMURA***,
Masashi KAWANISHI***, Shinji MORINO****

Abstract

The purpose of this study is to examine and clarify the characteristics of sport socialization of people of middle or advanced age who participated in a sports recreation festival. The sample were participants of the 10th National Sports and Recreation Festival held in Okinawa on November 15 - 18, 1997. We selected four sports (gate ball, ground golf, soft tennis, bowling), considering the typical ages of the participants. The investigation was done by questionnaire and the total number of responses was 576 (a return rate of 51%). Investigation contents were personal attributes, life satisfaction, socialization factor, sports activities, and sports lifestyle. These were analyzed along with sports and sex factors.

The main results of this study were as follows:

- 1) The timing of socialization was different by sport. It is concluded that people tended to play sports which were popular at that time. There are many soft tennis players among the group who started it in the early period. More than 60% of them started playing before 1964. The bowlers follow soft tennis players. There was a bowling boom at the time of economic growth after the oil crisis in Japan. About 40% of the bowlers started bowling in the latter half of the 1960's. About 40% of gateball players started playing in the 1980's. Of the ground golf players, most of them began in the latter half of the 1980's.
- 2) About a half of the respondents experienced sport-transfer. There are some differences by sport and sex.
- 3) There was a different process of sport socialization by sex.

*南山大学 Nanzan University

**中京大学大学院 Graduate School of Physical Education, Chukyo University

***鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya

****中京大学 Chukyo University

受理日：2001年8月24日

1. 緒言

中高齢者の運動・スポーツ大会には文部科学省が主催する「全国スポーツ・レクリエーション祭」及び「全国レクリエーション大会」、厚生労働省の「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」などがあり、国民体育大会と同様に各県持ち回りで開催されている。その他にもウォーキング大会やマラソン大会などが全国各地で行われており、中高齢者がレクリエーション活動として参加できる運動・スポーツイベントは増加している。全国スポーツ・レクリエーション祭（以下、スポレク祭）に参加している中高齢者の実態についてはこれまでにいくつか報告されており、一般的特性、活動状況、参加態度、経済負担、スポーツ志向などが明らかにされている²¹⁾。しかし、SSF笹川スポーツ財団のデータによると定期的に運動・スポーツを行っている高齢者は約25%であり、全体の4人に1人の割合しか実施者がいないのが現状である²²⁾。運動不足は生活習慣病を引き起こす一因子であり、適度な運動・スポーツ活動はある種の生活習慣病の予防に効果があることから、活動を行っていない人々をスポーツへ社会化²³⁾させることは来る超高齢社会における中高齢者の健康問題に関わる課題である。

スポーツにおける社会化研究は「スポーツへの社会化」と「スポーツによる社会化」に分けられ¹³⁾、国内外を問わずスポーツへの社会化（Socialization into sport）に関する研究が多く行われている^{3) 4) 9)}。

Kenyon & McPherson¹³⁾はスポーツへの社会化の次元を8つに分類するとともに図1に示す社会的学習理論のモデルによって社会化を説明しており、そこでは多様な個人的属性を持つ学習者が他者との相互行為を通じて社会化環境の中でスポーツの役割や価値を学習していくと考えられている。山口・池田²⁵⁾は国内外のスポーツへの社会化研究の動向を見ており、子ども・成人・一流選手の社会化研究の成果についてまとめているが、高齢者の社会化についての知見は少ない。高齢者のスポーツへの社会化研究について山口²⁷⁾がねんりんピック参加者の社会化過程をスポーツ種目別に分析しており、スポーツへの社会化は種目によって異なり、テニス実施者のスポーツ参与パターンは継続説、ペタンク実施者は再社会化説、ゲートボール実施者ではその両説を支持することを明らかにしている。また、山口・山口²⁴⁾は高齢者のスポーツへの社会化を性別に検討しており、スポーツ実施率や社会化に影響を及ぼす人物は性差があること、また女性は高齢期に入って活動を開始し、男性より配偶者や医者からの影響を受けていないことを明らかにしている。その他、筆者らはメジャー種目及びマイナー種目の社会化過程についての研究を行い、メジャー種目の中でもスポーツ種目による差があり、メジャー種目とマイナー種目では社会化過程が異なることを明らかにしている^{18) 19)}。先行研究で取り扱われた種目はほとんどがオリンピック種目であり、レクリエーションスポーツ種目²⁸⁾につ

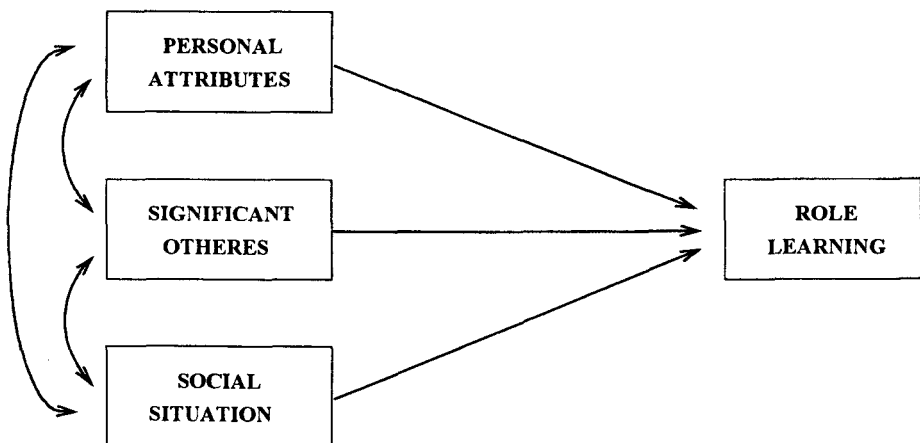


図1 社会化過程の3要素 (Kenyon & Mc Pherson 1973)

いて検討されたものは僅かに山口²⁷⁾が行ったものを除き、皆無に等しいのが現状である。

菊池¹⁵⁾によれば社会化による行動変化は広いものと捉えられており、人間行動の構造をモデル化するにあたり、認知・情意・行動という三分法を用いて構造モデルを説明している。その構造モデルから考えるとわが国において行われてきたスポーツへの社会化研究^{27) 28)}では、人々は学校体育によってスポーツへ社会化されると捉えられているが、運動・スポーツの規則的実施者数の少なさから言えば、大多数の人が運動・スポーツの技術や知識などしか内面化しておらず、身体活動を継続して実施するという行動までには至っていない。図2は菊池が用いた人間行動の行動モデル構造を基に、これまで考えられてこなかった社会化レベルの概念について表している。人々はまず学校や地域社会という社会化環境の中で受け身的或いは主体的にスポーツに関する情報を入手することにより認知レベルでの社会化がなされる。この段階では個人的属性よりも「社会化環境」が社会化要因として強く作用すると考えられる。認知レベルの社会化に続いて、情意レベルの社会化がなされるが、これは様々な属性を持った個人が多様な社会化環境の中で個人を取り巻く「重要な他者」要因の影響を強く受けて行われる。具体的には体育教師や指導者、家族、友人などの作用を受けてスポーツに対する動機づけや価値づけをすること

である。しかし、すべてが肯定的な情意であるとは限らず、スポーツ嫌い・無関心といった否定的な感情を持つ可能性もある。この場合はスポーツ活動を行うという行動レベルまで到達せず、「反社会化（アンチソシアリゼーション）」された状況と言えよう。情意レベルの次が行動レベルの社会化であり、この段階では個人を取り巻く要因よりむしろスポーツの志向や認識といった「個人的属性」が強く関わると考えられる。スポーツへの社会化を考える際にスポーツへの社会化は「スポーツを行うという行動パターンを身につけること」とすることから行動レベルには至らない情意レベルまでの段階は準社会化²⁴⁾と捉え、行動レベルまで達した段階で完社会化と捉えるのが妥当であろう。定期的な活動実施者が少ないということは、大部分の中高齢者は運動・スポーツにおいて認知レベルの社会化しか行われておらず、準社会化の状況であるといえる（図2参照）。中高齢者に限らず、実際の健康に深く関連があるのは身体活動の量であり、スポーツは身体活動を伴う行動であることから、機械化の進んだ現代社会において身体活動を行う有効な手段である。日常的に運動・スポーツを実施する高齢者を増加させるには、大多数を占める非実施者を行動レベルまで社会化させることによって定期的な活動実践者の増加が見込まれる。このことから、日常的に身体活動の少ない準社会化状態である者を完全に社会化させる方向へ導

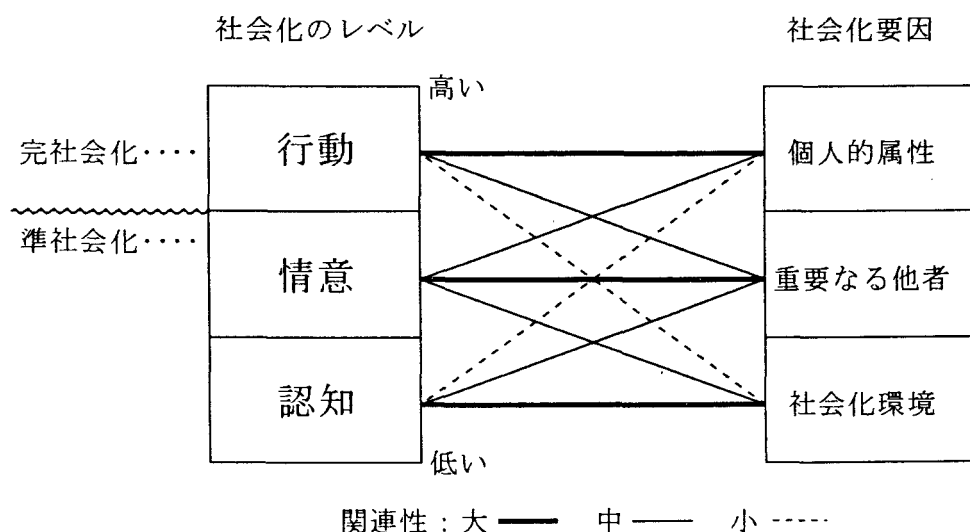


図2 社会化レベルと関連要素

くことは意義のあることだと言えよう。しかし、高齢者のスポーツへの社会化過程に関してはまだ十分な研究の蓄積がなく、どのような種目特性があるのかも知られていない²⁷⁾。そこで、本研究は中高齢者のスポーツへの社会化過程における種目差と性差を明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

(1) 調査方法

本研究では、1997年11月15日から18日に沖縄県で開催された第10回全国スポーツ・レクリエーション祭の参加者のうち、参加者年齢のばらつきが少ないうえに中高齢者が多い4種目（ゲートボール、グランドゴルフ、ソフトテニス、ボウリング）を選定し、調査を実施した²⁸⁾。調査用紙の配布数は1140部であり、回収数（率）は576（51%）であった。種目別の回収数（率）は表1に示すとおりである。調査内容は属性、スポー

ツキャリア、社会化状況などについてであり、社会化に関する調査項目は山口ら²⁷⁾や久保¹⁸⁾ 20)の先行研究を参考に作成した。分析は「スポーツへの社会化はスポーツ種目及び性別によって異なる」という仮説を検証するために種目及び性を独立変数、社会化状況を従属変数としたクロス集計を行った。

(2) 変数とその操作定義

本研究において取り扱った社会化状況は過去のスポーツ活動、スポーツ活動を開始した際の年齢及び年代（西暦）、影響を受けた人物である。開始時の年齢は実年齢を回答してもらい、現在の年齢を基に開始時の年代を算出した。開始年代は単純集計を行った後、東京オリンピックを一つの基準にサンプル数ができるだけ均等になるようにグルーピングし、6カテゴリーに設定した（表3参照）²⁹⁾。

表1 回収数及び回収率

	回収数	率
ボウリング	158	65.8
ゲートボール	170	56.6
グランドゴルフ	154	51.3
ソフトテニス	94	31.3
合計	576	51

表2 調査内容

要因群	調査項目
属性	1)性別 2)年齢 3)収入 4)最終学歴 5)職業
スポーツキャリア	1)過去のスポーツ活動 2)過去のスポーツ種目
社会化時期	1)開始時の年齢 2)開始時の年代(西暦)
重要な他者	1)影響を受けた人物

表3 変数のカテゴリー

変数	カテゴリー
開始時の年齢	①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上
開始年代	①1964以前 ②1965-1974 ③1975-1984 ④1985-1989 ⑤1990-1993 ⑥1994-1997
重要な他者	①誰もいない ②友人・知人 ③父親 ④母親 ⑤きょうだい ⑥子供・孫 ⑦有名選手 ⑧体指・教委 ⑨その他

注:⑧体指は体育指導委員、教委は教育委員^{注7)}

表4 サンプルの属性

		(%)			
		ゲートボール n=163	ボウリング n=152	クレーンゴルフ n=138	ソフトテニス n=90
性別	男性	66.3	54.6	64.5	64.4
	女性	33.7	45.4	35.5	35.6
年齢	50歳未満	8.3	0.7	15.5	29.1
	50歳代	18.6	46.9	19.0	40.7
	60歳代	46.8	43.4	45.1	29.1
	70歳以上	26.3	9.0	20.4	1.2
収入	200万円未満	17.8	8.5	12.1	1.1
	200-399万円	34.2	23.4	35.6	19.5
	400-599万円	21.3	26.2	25.7	20.7
	600万円以上	26.7	41.9	26.5	58.6
最終学歴	高等小学校	34.9	6.1	20.6	4.5
	新制中学校	13.8	19.6	13.2	2.2
	新制高・旧制中	37.1	52.7	42.6	53.9
	専門学校	9.4	6.1	5.9	4.5
	高专・短大	3.1	4.7	5.1	5.6
	大学	2.5	10.8	12.5	29.2
職業	経営・管理者	17.9	32.8	19.4	29.9
	その他	20.4	33.8	28.0	17.8
	主婦	27.9	27.9	23.8	20.5
	無職	42.4	21.7	27.2	8.7

3. 結果及び考察

(1) サンプルの属性

サンプルの属性を参加種目別にまとめたのが表4である。性別の割合はどの種目も男性が若干多くなっている。年齢は全種目とも50～60歳代が大半の7割近くを占めているが、ゲートボールとグランドゴルフでは70歳以上の高齢者が、ソフトテニスでは50歳未満の中年者が多くなっている。世帯総収入では種目ごとではばらつきが見られ、ゲートボール実施者の収入が他種目に比べて低く、ソフトテニス実施者が高い傾向を示している。このことは年齢や職業とも関連しており、ゲートボール実施者が退職して無職の者が多いことと関連していると思われる。職業をみるとボウリング及びソフトテニス実施者は他種目より経営・管理者が多く、ゲートボール実施者は無職の者が多く見られ、高齢者の少ないソフトテニス実施者では無職の者があまり見られなかった。

(2) 種目別の社会化

① スポーツキャリア

現在のスポーツ種目を始める前のスポーツ活動は種目別で若干の違いがあるものの、全体では約半数の者が「経験あり」としており、スポーツトランスファー（以下、トランスファー²⁸⁾を経験している。種目別にまとめたのが図3である。トランスファー経験が最も少ないのはソフトテニスの34.9%であり、多いのはグランドゴルフの60.6%であった。スポーツキャリアは年齢と関連しているため、何歳の時に活動を始めるかによってトランスファーする割合は変わることが考えられる。少ない種目でも行動レベルまで社会化されていなかった約4割の者が新たに完社会化していることが窺える。

② 開始時期

対象者が現在行っているスポーツの開始年代について種目ごとにまとめたのが表5である。種目によって

表5 種目別開始年代

	(%)			
	ゲートボール n=154	ボウリング n=141	グランドゴルフ n=141	ソフトテニス n=86
1964以前	0.0	12.1	0.0	67.4
1965-1974	1.3	43.3	0.0	9.3
1975-1984	23.4	19.1	1.4	14.0
1985-1989	46.1	9.9	28.4	3.5
1990-1993	22.7	8.5	33.3	4.7
1994-1997	6.5	7.1	36.9	1.2

表6 種目別開始時の年齢

	(%)			
	ゲートボール n=154	ボウリング n=141	グランドゴルフ n=141	ソフトテニス n=86
20歳未満	0.0	5.7	0.0	67.4
20歳代	3.2	18.4	1.4	11.6
30歳代	9.7	34.0	10.6	12.8
40歳代	21.4	27.7	11.3	4.7
50歳代	40.9	10.6	39.7	2.3
60歳代	23.4	3.5	32.6	1.2
70歳以上	1.3	0.0	4.3	0.0

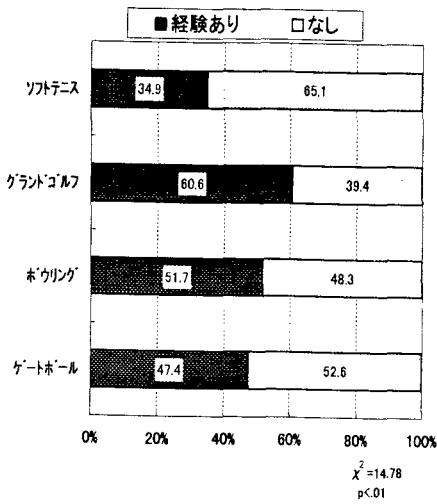


図3 種目別トランスファー経験

開始年代は異なっており、当時の社会で流行していたスポーツが反映しているようである。早い時期に開始した者が多いのはソフトテニスであり、1964年以前に始めた者が6割以上を占めている。これは今回調査した4種目のうちソフトテニスの普及が最も早く、1930年代から国内外を問わず普及活動が行われており、第二次世界大戦後のスポーツ復興とともにソフトテニスの各種大会が開催され、その時期に活動を開始した者が多いことが窺える。

ソフトテニスに続いているのがボウリングであり、オイルショック後の経済成長とともに全国でボウリングブームが起り、その1960年代後半から1970年代の前半に時期に開始した者が約4割を占めている。また、比較的簡単にゲームが行えることからブームが終了した後も開始する者が見られるのではないかと考えられる。

続いてゲートボール参加者は1980年代の後半に開始した者が約4割を占めている。これはゲートボールの全国大会が1979年に開催されるようになったことと関連して1970年代の後半から普及していることが窺える。

グランドゴルフ実施者は全国大会が始まった1980年代の後半から活動を開始した者がほとんどであり、最近になるに連れて増加している傾向が見られる。

現在行っているスポーツ種目を開始した際（完社会

化)の年齢についてまとめたのが表6である。活動の開始年代と関連していることからソフトテニス実施者は低年齢時に開始した者が多く、グランドゴルフ実施者では高齢になって開始した者が多い結果となっている。70歳を過ぎてから開始した者が見られるのはゲートボールとグランドゴルフであった。ゲートボール実施者は20歳以前に開始した者が皆無であり、8割以上が40歳を越えてから開始しており、最も割合が多いのは50歳代に開始した40.9%であった。グランドゴルフ実施者はゲートボール実施者と同様の傾向を示しており、30歳未満の若年時に開始する者が1.4%と非常に少なく、中高齢になって開始している者が多い。特に50歳以上になって開始した者が約7割を占めていた。ボウリング実施者は比較的どの年齢段階でも開始している者が見られ、特に30歳から40歳代の中齢期に開始する者が多く、60歳を越えて開始する者は3.5%しか見られなかった。ソフトテニス実施者は若年時に開始した者が多く見られ、20歳未満で開始した者が約7割を占めており、中年齢及び高齢で開始する者は少なく、50歳以上で開始した者は僅か3.5%のみであった。

③ 重要な他者

活動を開始した際に影響を受けた人物についてスポーツ種目別にみたのが表7であり、どの種目も「友人・

知人」から影響を受けた者が最も多かった。しかし、種目別で異なる傾向がみられた。ゲートボール実施者は約7割が「友人・知人」から影響を受けており、続いて誰からも影響を受けていない者が1割強であった。ボウリング実施者は他種目に比べて「友人・知人」から影響を受けた者が少なく、「誰もいない」とした者が多い。これはボウリングが個人種目であるからだと考えられる。また、「夫・妻」及び「子供・孫」から影響を受けている者も他種目より多くみられた。このことは、ボウリングが他の種目に比べて家族で活動することが多いからではないかと考えられる。さらに他種目より「有名選手」の影響が多いのはボウリングブーム時にマスメディアで取り上げられるスター選手の存在が考えられる。グランドゴルフ実施者は他種目ではほとんどみられない体育指導委員や教育委員から影響を受けた者が多く、全体の1割強を占めていた。これは、他の種目よりグランドゴルフの認知度が低いことや開発された時代が遅いことから、体育指導委員や教育委員会による普及活動が行われていることによると考えられる。ソフトテニス実施者は、他種目より「誰もいない」と回答した割合が低く、特に「きょうだい」や「父親」から影響を受けた者が多い。また、「その他」と回答した者が1割弱みられ、表中の重要な他者以外の様々な人物から影響を受けていた。

(3) 性別の社会化

トランスファー経験の有無を性別にまとめたのが図

4である。男性は半数以上の者が現在の活動を開始する前に何らかのスポーツ活動を行っており、トランスファーの経験がない者は44.2%であった。一方、女性ではトランスファー経験者が40.8%、現在の種目を開始する前にはスポーツ活動を行っていなかった者が59.2%であり、性別によってトランスファーの割合が異なっている。これは、女性のスポーツ活動を行う機会が男性に比べて少なかったからではないかと考えられる。

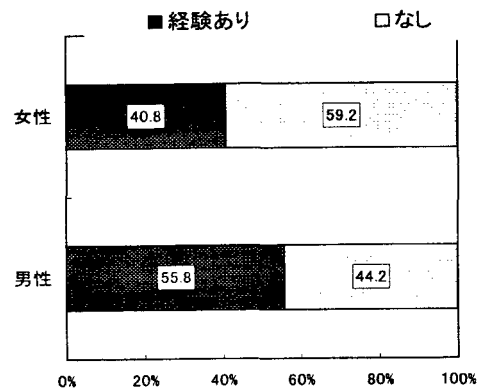
開始時の年齢について性別にまとめたのが図5である。これによると性別によって活動開始時期が異なっており、女性は男性に比べて20歳代に開始する者が少ない。このことは、当時のスポーツ環境が整っていなかったことと女性の多くが20歳代で結婚して家事や出産・育児などを行うことによって活動の機会が減少するからであると思われる。また、男女とも50歳を過ぎて開始している者が4割以上見られるが、60歳以上に限ってみると男性で24.1%、女性9%と高齢で開始する女性が少ない。このことは、高齢女性の身体能力的なことも考えられるが、それより活動する場所や機会などのソフト面が充実していないことが考えられる。

続いて性別の重要な他者をまとめた表8をみると、男女とも「友人・知人」から影響を受けた者が最も多く、半数以上を占めていた。続いて多く見られるのが「誰もいない」であり、活動を開始する際に誰からも影響を受けなかった者が男女とも約15%ほど見られた。その他は、「家族」「有名選手」「体育指導委員」「教育

表7 種目別重要な他者

	(%)			
	ゲートボール n=156	ボウリング n=145	グランドゴルフ n=142	ソフトテニス n=86
友人・知人	71.2	49.0	65.5	55.8
誰もいない	14.7	25.5	12.7	9.3
夫・妻	3.2	11.0	3.5	1.2
きょうだい	0.6	2.1	2.1	15.1
父親	3.8	0.0	0.0	8.1
母親	2.6	0.0	0.7	1.2
有名選手	1.3	5.5	0.0	1.2
体指・教委	0.0	1.4	14.1	0.0
子供・孫	0.6	4.8	0.0	0.0
その他	1.9	0.7	1.4	8.1

注：体指は体育指導委員、教委は教育委員



$\chi^2 = 11.21$
 $p < .001$

図4 性別トランスファー経験

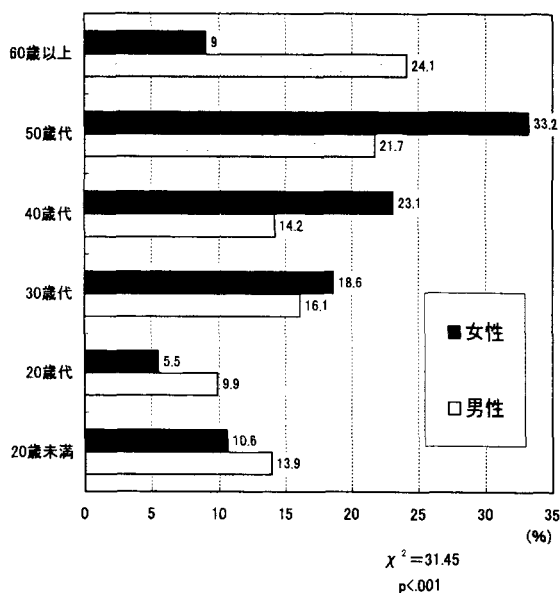


図5 性別開始時年齢^{注9)}

委員」などから影響を受けている。男性は女性に比べて「友人・知人」から影響を受けている者が1割程度多く、配偶者(妻)から影響を受けた者が少ない。反対に女性は男性よりも配偶者(夫)から影響を受けている者が多い。その他の他者に関しては性別による差はほとんど見受けられなかった。

表8 重要な他者(性別)

	(%)	
	男性 n=328	女性 n=201
友人・知人	65.5	53.7
誰もいない	16.5	15.9
夫・妻	2.1	10.0
きょうだい	3.7	4.0
父親	2.1	3.0
母親	0.6	2.0
有名選手	1.5	3.0
体指・教委	4.3	4.0
子供・孫	0.9	2.5
その他	2.7	2.0

注：体指は体育指導委員、教委は教育委員

4. 論議

まず、スポーツ種目による社会化の違いであるが、先行研究^{18) 26)}と同様にレクリエーションスポーツにおいても図6に示すよう種目によって活動開始年代や開始年齢が異なっている。これは、スポーツへの社会化が社会学習モデルの一要素である「社会化状況

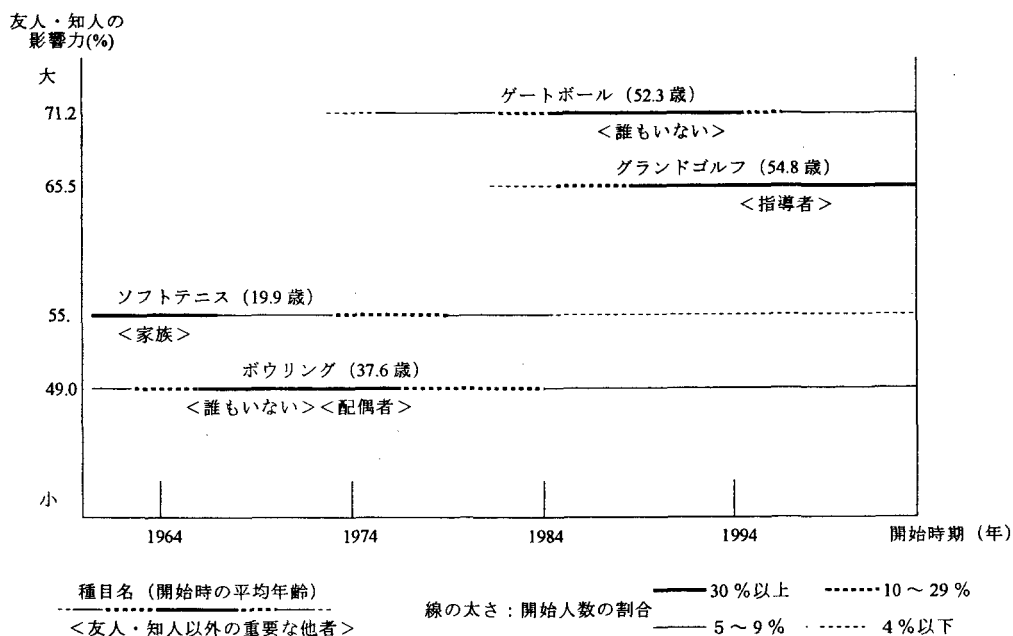


図6 種目別社会化状況

(Socialization situation)」の影響を受けているからであると考えられる。時代とともに社会は変化していることから、社会化状況（環境）も変化しており、人々はそれぞれの時代で流行するスポーツに社会化されやすいと考えられる。社会化レベルでいえば、認知レベルの社会化が行われる際には住んでいる社会環境の影響を強く受けるからであり、例えば戦前のソフトテニス、戦後のボウリング、東洋の魔女によるバレーボール、キャプテン翼^⑩やJリーグによるサッカー、スラムダンク^⑪やNBAによるバスケットボールなどがブームになり、その影響を受けて活動を開始する者が多いことが考えられる。また、スポーツ種目によって重要な他者が異なることについては、種目の活動開始年齢に関連していると考えられる。しかし、半数以上の者が中高齢期に活動を始めるゲートボールとグランドゴルフでは開始時期がほぼ同じでありながら、影響を及ぼす重要な他者が異なる傾向がみられた。このことから、やはりスポーツ種目による社会化過程の差があることが窺える。種目による他者の違いは、学習者を取り巻く環境が影響していると考えられ、無職の者が多いゲートボール参加者は有職の者が多いグランドゴルフ実施者より日常生活で友人・知人以外の人物と接する機会が少ないことから、ほとんどの者が友人・知人の影響を受けて活動を開始している。以上のことから、仮説「スポーツへの社会化は種目によって異なる」は支持されたと言える。

続いて性別の社会化についてであるが、これまでの研究^{④⑤⑥}と同様にスポーツへの社会化には性差があることが示され、「スポーツへの社会化は性別によって異なる」という仮説も支持された。開始時の年齢では特に40歳代と60歳以上において顕著な差がみられ、40歳を過ぎて育児を終了した女性が活動を始めたことと、60歳を過ぎた高齢の女性があまり活動を始めていないことが窺える。このことは性別のライフサイクルに違いがあることと高齢女性用のスポーツプログラムやハードが整っていないという社会化環境が原因でないかと考えられる。開始時の重要な他者についても性別で異なる傾向が見られた。男性は女性に比べて友人・知人の影響を受けている者が多く、女性は男性に比べて配偶者（夫）の影響を受けている者が多く見られた。そのほか子どもや孫からの影響を受けている者は女性の方が若干多い結果であった。このこと

も学習者を取り巻く環境の違いと考えられ、女性は職業とも関連して男性に比して家の中にいることが多く、配偶者以外の人物と交流する機会が少ないためではないかと考えられる。また、トランスファー経験の有無についても性別で異なり、プログラムや活動の機会が少なかったと思われる女性の方が、トランスファー経験者が少なかった。

5. まとめ

本研究では中高齢者のスポーツへの社会化を種目別あるいは性別に検証し特性を明らかにすることを目的として1997年に開催された全国スポーツ・レクリエーション祭参加者（ゲートボール、グランドゴルフ、ソフトテニス、ボウリングに出場した者）を対象に質問紙調査を行った。その結果、スポーツへの社会化における性差と種目差において先行研究と同様の差が認められ、性や種目によってスポーツへの社会化過程が異なるという説が支持された。スポーツ種目別では、ゲートボール及びグランドゴルフ実施者は高齢期に社会化した者が多く、ソフトテニス実施者の多くは若年期に完社会化していた。また、ボウリング実施者では若年期から高齢期にわたり完社会化していることが明らかになった。このことから結論として、ボウリングやゲートボール、グランドゴルフといった気軽にできるスポーツは高齢者が容易に行動レベルまで社会化することができ、運動・スポーツ活動を行っていない高齢者がスポーツへ参与する場合に望ましい種目であると言える。

中高齢者でもトランスファーを経験していないということは行動レベルまで社会化させていない準社会化の状態であった者が、何らかの要因を受けて行動レベルまで社会化されているということである。我が国の現状では情意レベルの社会化まではほとんどの人が学校教育というシステムや住んでいる地域社会を通じて到達することができるであろう。今後の課題としては認知レベルや情意レベルへの社会化状況を明らかにするとともに、準社会化の者がどういった要因で完社会化されるのか、或いは社会化レベル別での要因分析があげられる。また、スポーツ種目によって完社会化される時期が異なることから、社会化過程に影響を及ぼすのは種目特性であるのか開始時期であるのか、同種目内での比較や他のスポーツ種目も含めた詳細な分析が必

要であろう。

注

注1：日本体育協会スポーツ科学班は第4回大会参加者の調査を行い、一般的特性、活動状況、価値観、キャリアパターン、活動に関する悩みを明らかにしている²¹⁾。また、山口ら²⁸⁾は第6回大会参加者に質問紙調査を行い、参加者の参加態度、経済負担、大会評価、観光活動、再来志向、スポーツ経験について分析している。そこでは、参加者は少年期におけるスポーツ実施頻度と、50歳以降の運動・スポーツ実施頻度も高いことからアクティブなライフスタイルであることやスポーツへ再社会化している者が多いことを明らかにしている。一方、北村⁶⁾は1994年に行われた第7回大会参加者のスポーツ志向について分析しており、「マイペース型」「多目的・多志向型」「スポーツクラブ型」「余暇充実型」の志向に分類できることを報告している。

注2：社会学事典によれば社会化は「個人がさまざまな他者との相互的なやりとりを通して社会的なアイデンティティや役割を形成し、社会的な存在となる過程である」⁷⁾とされていることから、スポーツへの社会化は「個人が他者との相互行為を通してスポーツにおける役割や諸資質・技術、あるいは価値・規範などを獲得しスポーツを行うという行動パターンを発達させ、身につけること」と解釈することができる。

注3：本研究ではレクリエーションスポーツとはオリンピックで行われていない種目であり、中高齢者でも行えるスポーツ種目とした。

注4：スポーツへの社会化において、「認知」「情意」「行動」という社会化レベルを想定し、実際に定期的にスポーツ活動を定期的実施するという行動レベルまで社会化した場合を「完社会化」と捉え、行動レベルまでには達しない「情意」レベル、「認知」レベルまでの段階は「準社会化」の状態であると捉える。「準社会化」とはスポーツに対して肯定的な態度を示し、スポーツに関する知識や情報は身につけており、スポーツに対する思い入れはあるものの、定期的には活動を行っていない状態である。本研究における社会化とは、スポーツに対して肯定的な認知や情意、行動であり、無関心・スポーツ嫌い、非実施といった否定的な態度は「反社会化」と捉える。

注5：本研究における調査は「スポレク祭参加者の健康と生活に関する調査プロジェクト（代表：川西正志）」の一部として行われた。調査はまず、実行委員会から調査の承諾を得た後、各種日別大会の責任者と連絡を取り、大会前日の監督者会議において調査の依頼を行った。ボーリング大会の参加者については監督者会議において各県の代表者に選手人数分の調査用紙を手渡し、宿泊先にて配布・記入してもらい当日の大会会場にて調査員が収集した。その他の3種目については、大会会場にて調査員が選手の控え場所に出向き、調査用紙を配布し回収する留め置き法を用いた。

注6：グルーピングする際に10年を目安に設定したところ、1985年以降にサンプル数が集中したため、1989年で区切りそれ以降の1990年代を二つに分けて分析を行った。

注7：質問紙では重要な他者に関する設問のうち体育指導委員と教育委員の項目は含まれていなかったが、「その他」の項目で具体的に「体育指導委員」「教育委員」と回答した者が複数見られたため変数の一つとして分析を行った。

注8：スポーツトランスファーとは、あるスポーツを中止したけれども新たに異なる次元でそのスポーツを再開する、もしくは他種目のスポーツ活動を開始することである（Klint & Weiss 1986）。

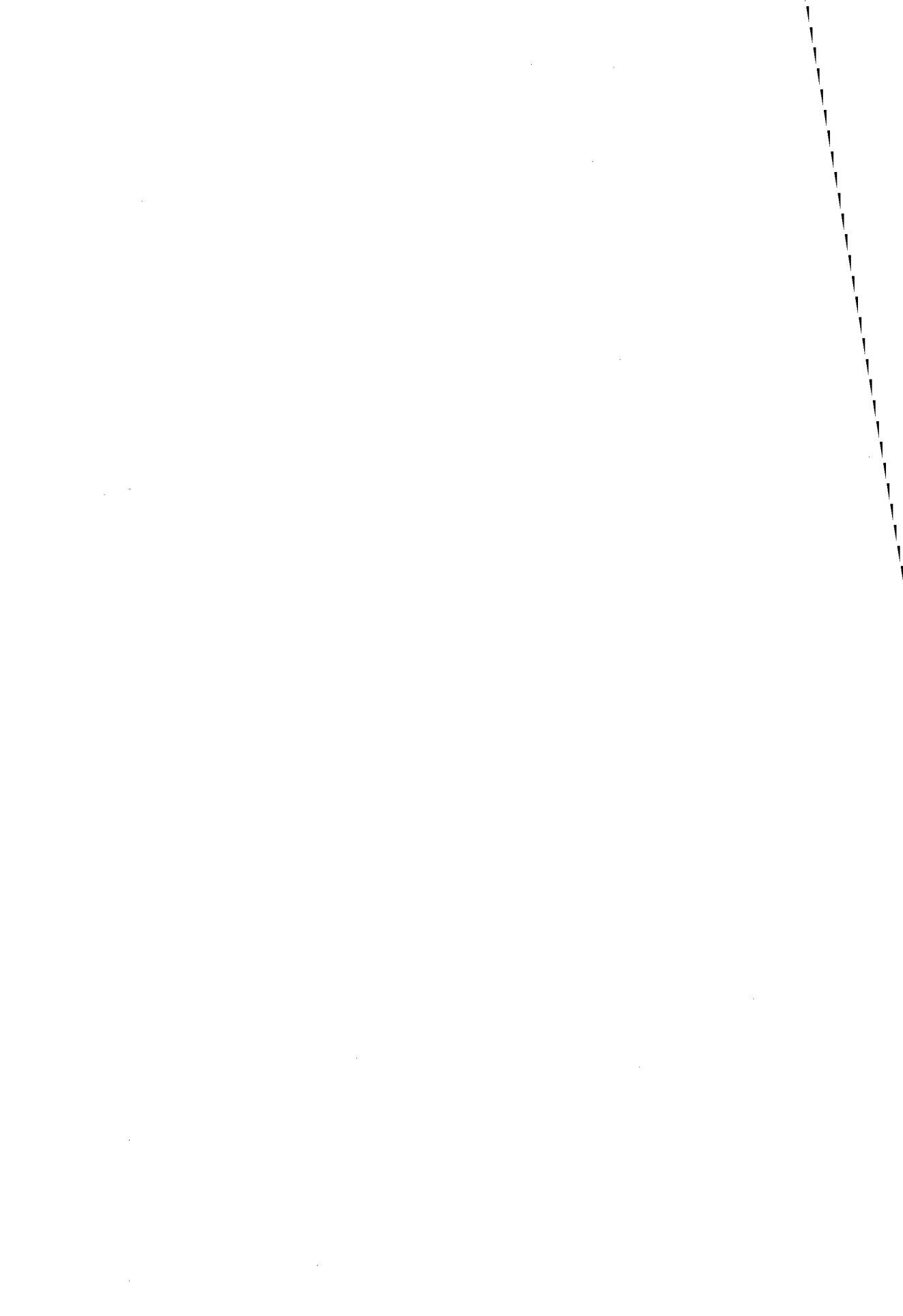
注9：70歳以上に開始した者は女性には見られず、男性でも僅か1%強であったため、分析では60歳以上のグループに含めた。

注10：週間漫画雑誌（少年ジャンプ）に掲載され、テレビ放映や映画化された人気漫画。

引用・参考文献

- 1) 長ヶ原誠、川西正志、北村尚浩、マスターズスイマーのスポーツ継続パターンとライフスタイル、Leisure & Recreation, 第12号, pp 34-41, 1990.
- 2) 長ヶ原誠、山口泰雄、池田勝、高齢者のスポーツ活動における再社会化説と継続説の検討、日本体育学会第41回大会号A, p 133, 1990.
- 3) 海老原修、スポーツ社会化における成果と課題、体育・スポーツ社会学研究10, pp 153-171, 道徳書院, 1991.
- 4) 江刺正吾、一流競技者のスポーツへの社会化にみられる性差とその規定要因の検討、一流競技者の社会

- 学, pp 1-34, 道和書院, 1981.
- 5) 藤本淳也、原田宗彦, 中高齢者の余暇活動参加パターンに関する研究—特に定年退職予定者の余暇活動について—, レクリエーション研究, 第24号, pp 1-8, 1993.
- 6) Greendorfer, S.L. and Ewing, M.E., "Race and gender differences in children's socialization into sport." *Research Quarterly for Exercise and Sport*, 52(3), pp 301-310, 1981.
- 7) 濱島 朗ら, 社会学小辞典 増補版, 有斐閣, 1985.
- 8) 原田宗彦、長積仁, 高齢者のスポーツ参加に関する縦断的研究, *Leisure & Recreation* 第7号, pp 2-9, 1990.
- 9) 飯島俊明, 一流競技者の社会化と性格、特に性差についての考察—陸上競技と体操競技の場合—, 一流競技者の社会学. pp 35-48, 道和書院, 1981.
- 10) 岩本真代, 高齢者スポーツの普及と参加者の意識—ゲートボールの場合—, *体育の科学* Vol.37, pp 667-670, 1987.
- 11) 岩岡研典, マスターズ・スポーツ「高齢者とスポーツ」, pp 195-215, 東京大学出版会, 1986.
- 12) 嘉戸 脩ほか, 中高年のスポーツ参加をめぐる多様化と組織化に関する社会学的研究—第1報—, 平成8年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告書, No., pp1-75. 1997.
- 13) Kenyon, G.S. and McPherson, B.D., *Becoming involved in physical activity and sport; a process of socialization*, pp 303-332., N.Y. Academic Press, 1973.
- 14) Kenyon, G.S. & McPherson, B.D., *Socialization Theory and research; toward a "New Wave"*, pp 111-134, Human Kinetics, 1986.
- 15) 菊池章夫, 社会化の問題, 社会化の心理学ハンドブック, 齊藤耕治・菊池章夫編著, 川島書店, 第1章 pp 1-13, 1990.
- 16) 北村尚浩ほか, スポーツ参加者の類型化に関する研究—スポーツに対する志向から—, 鹿屋体育大学研究紀要, 第15号, pp 33-40, 1996.
- 17) 久保和之ほか, 女性マスタースイマーの社会化パターン. 日本体育学会第44回大会体育社会学専門分科会発表論文集, 1993.
- 18) 久保和之ほか, 一流競技選手の社会化と継続要因に関する研究. 日本体育学会第45回大会体育社会学専門分科会発表論文集, 1994.
- 19) 久保和之ほか, マイナー競技種目への社会化—実業団ホッケー選手に着目して—, 中京大学体育学論叢, 第38巻2号, pp 37-43, 1997.
- 20) 久保和之ほか, ホッケー選手の社会化過程—活動開始時期に着目して—, 東海保健体育科学, 19巻, pp 25-32, 1997.
- 21) 長見 真ほか, 中高年者のスポーツ参加に関する研究—中高年者のスポーツキャリアパターンについて—, 日本体育学会第44回大会体育社会学専門分科会発表論文集, 1993.
- 22) S S F 笹川スポーツ財団, スポーツ白書, S S F 笹川スポーツ財団, 1996.
- 23) Smith, M.D., "Getting involved in sport: sex differences.", *International Review of Sport Sociology*, 14(2), pp 93-101, 1979.
- 24) 山口雅子、山口泰雄, 性差からみた高齢者のスポーツへの社会化に関する研究, *体育・スポーツ科学*, 第3号, pp 23-32, 1994.
- 25) 山口泰雄, 池田 勝, スポーツの社会化, *体育の科学*, 37(2), pp 142-148, 1987.
- 26) 山口泰雄, 高齢者のスポーツ活動とその生活構造, *体育の科学*, Vol.38, pp 507-513, 1988.
- 27) 山口泰雄、野川春夫, 種目別に見た“ねりんピック”参加者のイベント評価と社会化過程, *体育・スポーツ科学*, 第2号, pp 43-53, 1993.
- 28) 山口泰雄ほか, 中高齢者のスポーツへの再社会化に関する研究, 平成5年度文部省科学研究費(一般研究C)研究成果報告書. 1994.
- 29) 綿 祐二ほか, 高齢者のキャリアと余暇活動に関する研究, 東京都立大学体育学研究第18号, pp 1-8, 1993.



〈原著論文〉

権田保之助における労働者娯楽の構想

坂内 夏子*

Yasunosuke Gonda's Thought on Workers Leisure and Recreation

Natsuko SAKAUCHI*

Abstract

The purpose of this paper is twofold. The first is to consider how the social concern with leisure and "goraku" was grown and to analyze the progress from "minsyu-goraku" to "kokumin-goraku". The second is to examine the meaning of the theory of "goraku".

Disputants inquired the shaking of "society and goraku" and formed the theory of "goraku". This paper focuses Yasunosuke Gonda's theory.

Yasunosuke Gonda(1887-1951) was among those who studied "minsyu-goraku" or recreation. Earlier research revealed that Gonda changed his theory during the war. However, this so-called shift in his theory needs carefully reconsideration. We must look more carefully into his view of human, society.

Chapter I attempts to investigate his view of "goraku" and its ground. He asked goraku, production and work in life.

Chapter II analyzes his proposal about workers leisure and recreation.

Key word: leisure, recreation, work, life, Yasunosuke Gonda, modern

はじめに

明治末期から大正期にかけて日本は一応の資本主義の確立をみたといえる。同時期、大衆の余暇と娯楽に関する問題が大きな関心を集め、大衆娯楽研究が生み出されている。近代都市における工場労働者（雇用労働者）という新しい生活スタイルを持つ社会階層と活動写真の興隆に代表される資本制娯楽産業の登場、娯楽メディアの日常生活への浸透がある。近代日本において、余暇や娯楽はどのような考え方や理論をもって、どんな論者によって展開されたのか、戦時下はいかに扱われ、体制に汲みしたのか。民衆娯楽から国民娯楽、

厚生運動（銃後の健民運動）に至る一連の流れや、社会状況における所謂「知識人」の役割は何であったのか、その過程で彼らがいかにして思想的変遷、もしくは転向をとげたのか、なぜ転向と指摘されるのか、それは本当に転向といえるのかなど、考察すべき課題は多い。本稿の目的は、近代日本における「余暇と娯楽」をめぐる様相への関心がどのように生まれ、育ったのかという視点から民衆娯楽から国民娯楽への流れを分析し、社会と娯楽との関係の揺れを問う中で形成された娯楽論の意味について検討することにある。具体的には日本における大衆娯楽研究の先駆者である権田保

*早稲田大学 Waseda University

受理日：2001年9月10日

之助(1887-1951)の論に焦点を当てる。

権田は、大正期から昭和戦前期にかけて新興無産階級の生活と娯楽の形成を主題とした民衆娯楽論を展開し、月島調査・浅草調査など日本の先駆的な社会調査を手がけた。その一方で文部省の社会教育や1930年代後半から厚生運動に携わった経緯をもつ。主に社会学・社会心理学・社会教育などの分野から彼に関心が寄せられた。先行研究には二つの動向がみられる。第一に大正期における彼の民衆娯楽論に評価が集中した点である。同時期のアカデミズムが欧米偏重にある中で彼が民衆の日常生活の中に現実を問い直す試みを自身の課題に据えた、「人間学的な批判の視座」¹⁾が指摘されている。第二に権田の民衆娯楽論から国民娯楽論への流れを思想の転向、大正期と昭和戦前期の不連続性²⁾と捉えられる点である。この指摘は戦時下にあっちはいわば自明の前提ともいえる。二つの研究動向は分離されるのではなく、民衆娯楽論者・権田と国民娯楽論者・権田をいかに結ぶのか課題提示している。「権田は何のために娯楽を論じたのか」を突き詰めると、「娯楽」追究を通して彼が民衆の主体形成＝「教育」のありようを問い続けてきたと思われる。

娯楽論とは本来捉えどころのない娯楽、遊びに対してある一定の枠組みを設け、定義づけたものである。「合理—不合理」、「善(健全)—悪(不健全)」、「公—私」、「西洋化—伝統」といった二項対立の図式を前提としながら娯楽に意味が付与された、もしくは統制が加えられたことを示している。ここでは「明治大正の民衆娯楽」について、それは「日本が近代化を達成するために克服した諸問題」である「西洋文明の紹介ないしは吸収はもとより、思想、宗教、道徳、教育など」を「バックボーン」としていたゆえに「慰安と休養にとどまるものではなかった」³⁾という指摘に注目したい。慰安と休養に止まらない民衆娯楽への関心とはいかなるものなのか。

二項対立で娯楽を論じることに批判的であった権田は、娯楽問題を「既成の娯楽を民衆化」するのではなく「これから出来上らうとする娯楽」に関わる問題として捉え、民衆娯楽が「民衆生活其れ自身を土台として、民衆生活の間から生れ出で得る可能性」としての「生活」を特に重要視した。また「民衆娯楽は何よりも先きに『娯楽』であらねばならぬ」と主張してきた。この場合の「娯楽」とは何を意味するのか、彼は娯楽

調査から何を提言したのか。したがって以下第一に所謂民衆娯楽から国民娯楽の「流れ」において権田は娯楽をいかなる視点でもって捉えたのか、第二に権田が当時の娯楽調査をいかに読み取った上で労働者娯楽を論じたのか、考察する。

1. 「娯楽至上主義」の視点

現在でも娯楽は労働・生産との関係で論じられることが多いが、両者の関係を捉え直す必要を権田は強く主張していた。娯楽・労働・生産とも生活の構成要素であるからに他ならない。しかし権田の論の変化が指摘される大正から昭和戦前は「生活」も揺れた時期であった。その中で彼はどんな視点をもち続けていたのであろうか。

権田は新興無産階級(＝都市労働者)の生活について、「労働の閑暇」に与えられた「休養のための時間」が「極度に切り詰められたもの」であり、また「当該者が自由に作り得べからず又予定し得べからざる」中で、彼らは「極めて乏しく与へらるゝ休養の時を楽しみ得るに過ぎない」、「零細な暇を極度に娯楽化して、生活の再創造を企てなければならぬ」状態にある点を問うてきた⁴⁾。この僅かな暇に彼らの人生における再創造が期待される状況に位置づけられる「娯楽」への期待は当然高く、ゆえに生活構成要素としての余暇に対する意味づけの重要度が増すのである。

権田の娯楽研究の意味は人々の生活創造に必要な視点を獲得する点にあった。「生活創造」は、資本家、生産主義の論理に基づいた「将来の生産に対する再創造、明日に於ける今日よりも、より多き生産の為めの再創造」⁵⁾ではなく、彼ら自身が「楽しむ」ことで自己回復、自己創造に連なるべきものである。民衆の「生活」を知り「生活享楽」がいかなる意味を持つのかを明らかにする点に関して、現状の何が問題であり、それをいかに改めていくのかという問いが権田の娯楽研究の出発点であった。

「勤労大衆の生活に於ける生活享楽費の問題」(1936)で権田は、「生活享楽の為めの費用が夫等勤労大衆の家計に於て如何なる位置を占めて居り…それが重要さの幾何の部分の占めてゐるか」、「夫れが勤労大衆の夫々の職業種類に応じ」、「生活程度の差等に従つて如何なる差異を現はし来るものであるか」を追究する⁶⁾。彼は「生活享楽費」を次のように捉えた。

「既に『生活享楽』なる語が其の見方の如何によつて、広狭何れにも解釈し得らるゝのであつて、所謂文化費は云ふも更らなり、社会生活費より進んでは第一生活費たる生活必需の費用すらなほ生活を享受する為めの費用とも解し得らるゝのである。此くの如くに生活享楽を広義に解する時は、生活を営むこと之れ即ち生活享楽となるであらう。然しながら私が此処に取扱はんとする『生活享楽』は極めて狭義の概念であつて、生活の余裕を楽しむことの意に解するのである。」⁷⁾

権田のいう「生活享楽費」は、「娯楽費」と「嗜好費」から構成される。「娯楽費」には娯楽欲楽、修養娯楽（新聞図書）、旅行（遊山その他旅行）に関わる費用が、「嗜好費」には嗜好（酒、煙草、菓子、果物、飲料など）に関わる費用が盛り込まれていた。

権田は勤労大衆（労働者および小額俸給生活者）の家計の特徴を次のように把握した。

第一に、「娯楽費と嗜好費とが生活享楽費の中に占むる割合」について、労働者家計および小額俸給者家計ともに「嗜好費の占むる割合は漸次低減して行くに反し、娯楽費の割合を漸増せしむる傾向を示してゐる」点である。社会生活、文化の発展を背景に、「生活享楽が有する社会生活的意義と、生活享楽そのものゝ純化発達を物語るものがある」と分析した⁸⁾。

第二に、労働者・小額俸給者の家計は「娯楽費は収入段階の上昇に伴つて、著しい増加の割合を示して」いる一方で「嗜好費の割合は殆んど増加を見ず寧ろ減退の傾向がある」とみる⁹⁾。

第三に、娯楽費について「最も重要な位置を占むるものは…興行物観覧を主とする純娯楽の為に費やす費用である」点¹⁰⁾、「假令微少なりとはいへ、累年夫等の実支出総額中占むる割合を増加し」てきた点に「現代勤労大衆の生活に於ける娯楽享受の意義」があるという¹¹⁾。

第四に、嗜好費は「最も重要な位置を占むるものは菓子果物の額」であり、うち「酒は流石に労働者家計に於ては高い率を示すけれども、菓子果物類の費用に比すれば、その半額より少し多きに過ぎない」点や「給料生活者家計に於ける酒の位置は労働者家計のそれに比して遙かに低い」点、双方の家計とも「収入段階の上昇と共に、嗜好費の総額は増高する」が「実支出総額中占むる割合は収入段階の上昇に伴つて低減の傾向がある」点である¹²⁾。

権田は「生活享楽」が「決して恣意的な不定型的なものではなくして、極めて厳肅なる確定的な事象である」点を強調する¹³⁾。彼によれば、「生活享楽」が個人的かつ社会的な生活においていかに大きな割合を占めるかは、明確なる事実であるにもかかわらず、「人間の先づ生きんが為めの要求の満足、社会生活を営むべき為めの需要の充足」が第一とされるゆえに、「余りにも軽視され、無視され勝ちな傾」がまだ一般的なのである。しかし「恵まるゝことの薄き」勤労大衆の生活表現において、「其の極めて零細なる生活費中、「その一割四分強の費用」が「生活享楽」に捧げられる状況こそが彼らの生活にいかに大きな意味を持っているのかを問う重要性を権田は主張したのである。米麦類に対する費用が「一割八厘」である点から、いかに生活享楽費の比率が高いものであったか、想像されよう。ゆえに高出費である生活享楽費が果たして勤労大衆のために「十分完全に生活享乐的能率を發揮してゐる」か否かはみすごすことはできないと彼は述べている¹⁴⁾。

「娯楽界漫評」（1937）で権田は、市民一般の行楽に注目し、「大衆化」の意味を考察している。彼は「大正デモクラシー期を振り返り、「假令本当に大衆化され得なかつた迄」も、とにかく「特権階級的なものを一般大衆の理解や味得の対象としようとする丈けの意図と熱意」が認められたとする一方で、1937年当時、よく耳にするという「何々の大衆化」や「何々の大衆時代」に疑問を投げかける。例えば、ゴルフ大流行（ゴルフ場やゴルファーの増加）、ラジオによる能楽の放送、大学生における謡曲趣味、古典趣味（習字、茶の湯、生花、囲碁など）への関心の高まりについて、「特権階級的趣味娯楽の民衆化」ではなく、「特殊大衆の趣味の特権階級的趣味化」の危険があるとみた¹⁵⁾。「大衆」とは、全体の「或る極小部分のもの」に過ぎず、それが「其の趣味、其の娯楽を歪曲して、以て特権階級的な趣味娯楽の範疇に己れを嵌め込ます過程」を生み出すのではないかと¹⁶⁾。従つて権田は、「萌ゆる野山に光を分けて」というように市民が「土に憧れ、光を慕つてゐる」こと、つまり行楽流行に呼応するように鉄道省をはじめ、私鉄、郊外電車が「行客の誘致に努める」動きを、確かに「運賃の割引も結構、車掌の増結、列車の増発も亦無論結構である」が、「国民保険の上にも、国民精神の上にも極めて大きな影響の

ある」市民の行楽を、「唯だ人間を荷物の如くに大量にどし〜と運搬することを原則としてゐる」運輸業者にのみに任せたま、いわば「知らん顔をしてゐる」状況があるのではないか、これを行楽の「大衆化」現象として、喜ばしく受けとめていいものであろうかと問う¹⁷⁾。ここでは一見「娯楽」が満ち溢れてはいるが、人々はまさしくその「娯楽」に酔うのみで、「娯楽」の問題が起こらないというよりは、むしろ本質的にみいだされることはないかと権田は考えたのである。

「流行歌の商品性と文化の問題」(1936)で権田は、流行歌の本質が「いわゆる俚謡とか民謡とかいふものとは異なつたものである」点をあげる。民謡が「その土地、その住民の生活の間から自然に何時とはなしににじみ出」されたものであり、「その郷土とその土民の生活とが続く限り何時までも歌い続けられて行く」であろう点に対し、流行歌が「悠久の郷土、悠遠の自然、変らぬ民情といふ『不動』の上に根柢している」のではなく、「変転する社会、推移する人間関係、移ろい行く人の心という『動揺』に基礎をおいてゐる」として、それが絶えず新作を現していたのは「時代が作り人心が作り、時代が歌わせ人心が歌わせてゐた」ことであるという¹⁸⁾。しかし流行歌の特性である「広い大衆の興味の対象」とする点がレコード企業による「需要の集中と累積」の対象にされたゆえに流行歌は「常に新式のものゝ製作、絶えず新規のものゝ供給によつて新需要を開拓し、よつて以てより多くの利潤を勝ち得ん」とする方向に進むしかない、資本主義経営の原理の拡充に過ぎない¹⁹⁾。産業色の強い娯楽による文化創造は、大正デモクラシー期の「民衆娯楽」において「娯楽」享受の一般化・民衆化に一定の役割を果たした。しかし「生活享楽」の意義が語られ、かつ勤労大衆の生活に微少なながらも彼ら自身がその重みを噛みしめつつ位置づきはじめた状況からすれば、「娯楽」が社会の変動や人々の関心の変化に基づきつつも、こうした「商品」としての側面のみで発達・普及し得るものなのか。「娯楽」としての展開や進歩はみいだせないであろう。この「娯楽」は、『娯楽』の実際、商品としてのそれではなく、人々の僅かな暇で「生活の再創造」ひいては自己回復、自己創造を行うために期待される「娯楽」であり、生活の一構成要素たるものである。このように権田は考えたのではなからうか。したがってこれより彼は「娯楽至上主義」であつたと

もいえよう。

では、権田のいう「娯楽」と勤労大衆の生活の大部分を占める「労働」との関係はいかに捉えられるのか。「所謂『モダン生活』と娯楽」(1931)で権田は、暇なき労働者の生活に「生産生活」を捨象した「単一化」の傾向、所謂「モダン生活」をみていた。つまりそれは、「其処に生活し職業するものをして、いよ〜生産の原型」から「遠ざかつた仕事にたづきはらしめ、生産を捨象した生活の情調を構成させるやうになる」状況で「近代に於ける生活解放の思潮」の産物であり、「大衆主義の大きな濤が自由不羈な無拘束な生活を随所に打ち立てたものであることを認容する」と彼は評価した²⁰⁾。一方そうした生活において「趣味性が足る地に就かない、底力の無い浮つ調子の、気まぐれの、繊弱でしかも奇矯な、そして権威に対する妄模倣としての外国模倣、…ディレッタンティズムに堕ち込んで行く」のは「生産の生活を捨象し、労働生活と絶縁し」た所以であると彼はいう²¹⁾。こうした「モダン生活」の体現者は「労働」に無関係な学生、ブルジョワ階級の青年男女だと彼は批判的であつた。

生活は「娯楽」が「労働」や「生産」と同列に位置づくことではじめて成立するというのが彼の論の基本である。これは「娯楽至上主義」と捉えることができ、彼の視点を特徴づけるものであると思われる。

2. 労働者娯楽論

権田は、労働者生活における娯楽と労働・生産との関係を問うていく中で、何をもって労働者娯楽であるのか、彼らの実態はどうあるのか、また同時期実施の調査はいかに彼らの実状を捉えていたのか、みつめている。本節ではこの点に注目しながら彼がいかに労働者娯楽を論じていくか、その軸になるものは何であつたかについて跡付けていきたい。

権田は、民衆娯楽、特に活動写真を「一般民衆の生活と相響みて、民衆生活の内容より離して考へることが出来ない位にまで発達した娯楽」であるゆえに「民衆をして呑気に活動写真位は観ることが出来る様にする」ことを主張した²²⁾。それは彼らの置かれた現状をめぐる、「現代資本主義に対する抑え難い反抗心」を伴う「社会改造」への志向²³⁾であつたと語っている。

権田は1918年から24年にかけて内務省保健衛生調査会から保健衛生に関する実地調査事務取扱を委託され

その一還として、約1年にわたる月島調査（主幹・高野岩三郎）に加わる機会を得た権田は、「月島と其の労働者生活」（1921）、「東京市に於ける労働者家計の一模型」（1923）、「東京市に於ける小額俸給生活者家計の一模型」（1924）、「労働者及び小額生活者の家計状態比較」（1926）を執筆する過程で、「労働者」の存在が具体化されたといえる。ゆえに「日本における家計調査とその実施に就て」（1930）で高野・権田は、「我国労働者の自覚なほ不十分であつて、組合組織に熱心せず、組織的地位改善に努力の足らざりしこと」を指摘して、彼らの生活解放のあり方を問うている²⁴⁾。

権田は労働者娯楽問題の課題について、労働者における生活と娯楽との関係として、生活における娯楽の位置づけ、彼らの娯楽観にあるという。その要点として次のことを権田は指摘してきた²⁵⁾。

第一に、「現代の労働者」は「労働そのもの、仕事そのもの」を楽しむのは不可能であり、「仕事は仕事で、仕事する場所を営んで、娯楽は娯楽で全然異つた場所で、別な時に之を取らねばならなくなつてゐる」こと。第二に、「労働生活の強化」、「社会生活に於ける時間促急」にある彼らの疲労回復には「唯だ単に無為の休息丈け」では不十分で「再創造の爲めには相当な手段方法を必要とする」こと。また「再創造」は何のために行われるのか。労働者の「生活や人生の再創造」なのか、それとも明日への「労働力の再創造」なのか。第三に、労働者に「与へられてゐる」余暇は「極めて限られた短時間」かつ「他律的なもの」であるゆえに、これを「十分に意味あらしむ」るには「完全に娯楽化せねばならぬ」こと。従つて労働者生活の娯楽のあり方として、「労働生活の間隙に僅かに与へられたる余暇」を「最も有効に、最も有意義に」活用することが要されるゆえに、「単に彼等の爲めの暇を潰す手段」のみならず「情操の陶冶、知的教養の爲めの人格的教育の手段」および「公民的教育の手段」としての方向が社会教育行政において求められる傾向に権田は注目しながら労働者娯楽を追究している²⁶⁾。

しかし実際に「労働者娯楽」として具体化されたのは「工場娯楽の施設」のみに止まり、「工場以外に於ける労働者生活と娯楽との関係とその意味」や「労働者の生活完成」という本来娯楽のもつ意義についてはみすごされていた点を権田はみのがさない。さらに、この「工場娯楽の施設」が「職工扶助料制度、廉売設

備、沐浴場設備、社宅又は住宅料支給制度、治療所設備、保育所・託児諸設備、表彰・奨励の制度、人事相談所設備」などといった「多分に資本家の温情主義的」な、かつ「福利増進の設備」としての方針のもとに置かれていたと彼はみた。「娯楽」は「単なる工場の福利増進施設の対象」から「広く労働者生活の全範囲に渉れる重要な生活表現」、かつ「労働者教育の一要因」であるという認識のもと、「娯楽施設」を、「慰安休養」を目的とする「福利施設」から「労働人として又現代人としての完成」のための「教育施設」へ脱皮させるべきだと権田は主張したのである²⁷⁾。彼は既刊の諸調査が示した労働者娯楽観・視点からその思いを強くしたことがうかがえる。

権田が対象とした調査がどんな性質のものであったのか、次に示していく²⁸⁾。

調査名	調査目的	調査対象
内務省「月島調査」(1919-1920)	「労働者と娯楽」	居住者と娯楽設備との関係、娯楽中心地の調査、飲食店の調査、寄席の調査、労働者と飲酒、労働者の読物としての新聞紙
大阪市社会部「未成年職工に関する調査」(1920)	「趣味」 大阪市および隣接町村の工場勤務の未成年労働者(13-18歳)の家庭生活の実状とその思想内容の把握を目標	読物、娯楽、最大愉快
東京市社会局「自由労働者に関する調査」(1922)	「嗜好趣味娯楽」	
大阪市社会部「日雇労働者に関する調査」(1923)	「嗜好趣味及娯楽」	親方組合、紹介所、共同宿泊所、労働下宿、木賃宿、溜り、現場、一膳めし屋などで実地調査
名古屋市社会課「常備労働者生活調査」(1923)	「飲酒調」	職工従業員の飲酒の有無、その常用の有無
三菱造船株式会社長崎造船所「職工過程状態其他統計表」(1923)	「職工趣味調」	
大阪市社会部調査課「密住地区居住者の労働と生活に関する調査」(1924)	「嗜好趣味及娯楽」	密住地区は細民地区を指す
京都市役所社会課「常備労働者生活調査」(1924)	「嗜好品」「趣味及び娯楽」「読書」調査	嗜好品、趣味及娯楽、読書
広島市社会課「給料生活者生活状態調査」(1925)	「趣味に関する調査」	世帯主および家族同居者の趣味が対象
名古屋市地方職業紹介事務局「名古屋市内に於ける日雇労働者に関する調査」(1927)	「嗜好、趣味、娯楽」	

以上、彼は「労働者娯楽状況」から所謂「工場娯楽」と称されるものを把握するべく、諸調査結果に表れた労働者娯楽の「範囲及種類」を概観し、第一に「生活の最も大なる愉悦」として娯楽が考えられていること、第二に各自がその「生活状態」、「資力」および「趣味性」に適した娯楽を選択し楽しみつつあること、第三に彼らの生活において「直接に且つ即時に娯楽化し得る」性質を有する娯楽が最も選択されていることを指摘した²⁹⁾。また調査において権田は例えば「酒、煙草、菓子等に対する嗜好」を労働者生活にどう位置づけるかを問うている³⁰⁾。それは「生活慰安」として大きな役割を演じていると彼がみた所以であろう。

特に権田が労働者に「喜ばれつゝある娯楽」の種類として指摘したのは次の通りであった³¹⁾。

各種興行（映画、芝居、講談、浪花節、安来節、義太夫など、各種の音曲、曲芸など）
遊芸（自ら行うことで「興味を感じずる」もの。音曲、歌謡の類／音楽、日本式の尺八、笛、三味線、琴、琵琶などから西洋式のハーモニカ、バイオリン、マンドリンなど／詩吟、剣舞／茶の湯、活花、琴が特に女子の間で「趣味的娯楽」とされる）
囲碁、将棋、カルタ、トランプ、花札
スポーツ（「近年殊に著しい新興娯楽」としてそれを対象とする設備・団体が設置）
遊山、散策、旅行（大都市近郊の交通機関の「異常なる発達」と交通営業者の宣伝が労働者の関心を高める）
小細工物、手芸（創作し知人に頒布することに喜びを感じる）
釣魚、網打、狩猟、小鳥・金魚飼養
写真
蓄音機、ラジオ
盆栽、園芸
和歌、俳諧、川柳
刀剣、書画、骨董、古銭古切手などの蒐集
座談、雑談
読書（労働者の多くが新聞、娯楽雑誌、講談本などを耽読）
武道、気合術、催眠術、静座法
講演会、演説会、政談演説会
入浴、安眠（消極的娯楽）
子どもの成長への期待
債権、無尽の当たりへの期待

権田は「労働者はその零細にして貴重なる余暇を如何に娯楽化しつゝありや」が追究されるべきだと述べている³²⁾。同時期実施の他調査について「労働者によって楽しまれてゐる娯楽」如何を明らかにするに止まっているとみなしたからである。そのうち自身の「労働者娯楽」観に近い調査研究として注目したのは次の二点である³³⁾。まず大阪市社会部調査課編『余暇生活の研究』（1922）である。市民の余暇生活を目的とする公私の施設およびその利用状態はいかにあるか、市民各階級が余暇時間および休日をいかに「消費しつゝあるか」という視点に関心を寄せていた。また同じく大阪市社会部調査課『大阪市労働年報』における「労働者余暇利用の内容概計」（1928）であった。

つまり権田は、工場より帰宅後の労働者は「与へらるゝ休養の時間が短い」点や「労働者娯楽の為めの社会的施設に殆んど欠けてゐる」ために「唯だ家庭の中に狭く手近い範囲の娯楽で間に合せてゐざるを得なくなつて」いる点³⁴⁾、公休日には「一日を家にあつて、ぶらぶらと何もせずして、又は睡眠をして過ごすものも可成りにある」点、特に「全体の二乃至三割が…家事の手伝や家事の雑用の為めに費してゐるものがある」点について「見落とすことの出来ぬ事柄」と捉えると同時に、一見「休日を十分に娯楽化」しているような人々も実は「思い思いに、単独的に、盲目滅法に娯楽を求めて行かねばならぬ状態に置かれてゐる」点を問題視したのである³⁵⁾。

労働者の余暇を「娯楽化」するとは、単に休養時を与えるだけに止まらず、「余暇」を変えること、すなわち労働者自身をも変えることが可能であるという彼の「娯楽」観の表れでもある。その意味で「意識的な目的的な労働者娯楽施設」を提唱して労働者教育に期する「教育的施設」の方向性を権田は模索したのである。

権田の「労働者娯楽」観の検討に際して、彼らの「生活」との関係抜きには語ることはできない。したがって彼が家庭生活および家庭娯楽をいかに認識していたのか、跡付けておく必要がある。それについて権田は「家庭に於ける娯楽」（1929）に示している。

家庭生活は「人間生活の最も模型的な、…健全な、…基礎的な表現」であるゆえに娯楽とは不可欠な関係にある³⁶⁾と権田は述べているが、それは「時代の家庭生活の状態」に左右される点に彼が注目したからである。

つまり「時間促急」、労働生活と家庭生活との分離、勤労生活が家庭生活より日常生活に占める割合の高さをその特徴とするゆえに、「現代生活」は、「各家族員の夫々に異つた生活情調」から「新しい家庭生活」を創出させることを課題としているが、その際に「今日の家庭を構成しつつある全家族員の心持」を掴んでそれを「引き摺って行く」ことが「娯楽」に期待されているのである³⁷⁾。

「娯楽」が「家庭全体を目安とする」もの、「新しい家庭生活が要望する」ものになり得るには何が必要であるのか。権田は、まず「家庭に於ける娯楽」、もしくは「家庭娯楽」が一般に「家の中で行はれる娯楽」と認識されている状況を批判的に捉え、「娯楽」を行う「場所」としてではなく、「主体」として「家庭」をすえ、「自分の家の中にばかり家庭娯楽が成立する」という固定観念からの解放を提起する³⁸⁾。次に、一般に家庭娯楽が論じられる際に家庭用娯楽具としてのラジオ、蓄音機の利用や、家庭音楽会、家庭劇、家庭映画会、家庭踊などに関心が寄せられていることについて、そうした設備を備えられない一般大衆は家庭娯楽を得られないのではないかと³⁹⁾。そこで権田は一般大衆、労働者のための「家庭娯楽」について次の点を提起している。第一に各種娯楽設備の普及、交通機関の発達を利用して「其の内に『家庭』を延長させ、『家庭』を建設させる」ことが「最も失費少くして最も意味のある家庭の娯楽の創造」であること。すなわち「家庭娯楽」は『『家庭』が赴く所、…延長し行く所』どこにでも成立し得るゆえに、「広い天地に、解放された世界に、自由なる自然の裡に、『家庭』を中心として構成さるゝものである」という⁴⁰⁾。「家庭」概念の捉え直しでもあろう。第二に「生活の改善」とは、「自己の生活の意識を社会の生み出した新しい諸設備の上に拡充させ、自己の生活意識を以て夫等を克服し了る」ものであること。労働生活と家庭生活の分離による「娯楽」形態の変化、生活における「勤労」の占める比重の増加が家庭における娯楽の意義の変化を「社会生活の必然」と彼は捉えるのである⁴¹⁾。つまり各家族員の「生活情調」が異なり、家族としての融合が困難になりつつある中で、いかに家庭娯楽を創り上げていくのか。本来は家族で共に過ごすこと、それが娯楽であった。従って家庭娯楽の創造が新たな家族の創造である。生活における娯楽の重さをいかに意識できるの

か、それが生活の改善に連なると彼は「家庭娯楽」を通して主張したのである。第三に「蓄音機、家庭音楽、家庭踊」からではなく「多摩の川原、公園、映画館」などに「家庭娯楽」をみいだそうとするならば、「現代社会の生活に於ける家庭娯楽の真価を創造する」ことに連なること。権田が所謂「家庭娯楽」を批判するのは「極く僅少の部分の人のみが之を得る」にすぎないからであり、よって一般大衆のための家庭娯楽を提唱している。ここで注目すべきは、権田が「現代社会に於ける家庭娯楽」の創造を強調した背景として、労働者娯楽に対するその問題意識に基づくということである。つまり「家庭生活」の変遷が消極的かつ偏狭な「家庭娯楽」をもたらしたとして、それゆえに「生活改善」のためには労働者自身の生活意識を「社会」に向けて開いていく彼らの姿勢が新たな「家庭娯楽」を創出させ、その娯楽生活を豊かなものにすると権田は主張したのである。

権田は労働者娯楽の種類・範囲をみつめながら、なぜそれが求められるのか、いかに限られた余暇を「娯楽化」しようとしているのか追究していた。前節ではみてきた彼の娯楽至上主義の視点が労働者の娯楽を福利増進の対象から「現代人としての完成」のためのものであるべきことを彼に主張させている。また娯楽成立の重要な要因としての家庭のあり方の再考を促している。こうした権田の指摘から教育と福祉の間をいかに考えていくかという問題提起が読み取れる。これは現代的な課題でもある。

おわりに

本稿では、以下の点を明らかにしてきた。第一に娯楽の「大衆化」に対する彼の慎重な姿勢である。「娯楽」とは、『『娯楽』の実際』、商品としてのそれではなく、人々の僅かな暇で自己回復、自己創造、生活の再創造が期待されるゆえに、労働、生産と同列に生活の構成要素に位置づけた点である。第二に労働者娯楽について、その目標が福利厚生増進の域に止まるのではなく広くその「教育」性や文化創造の可能性を含めて問われるべきだという指摘がなされた点である。娯楽生活を豊かにする課題は彼においてはきわめて社会的なものであり、家庭のありようにまで及んでいる。

戦前という時期に展開された権田の娯楽論も当然時代の流れとは無関係ではあり得ず、先行研究の指摘の

通り、課題はみうけられる。だからこそ彼の思想(娯楽論)はその前提となる人間観・社会観の再検討を通して問い直す必要がある。近代化という枠組みの中で展開された娯楽をめぐる思考は、西欧化・合理化・資本主義社会問題対策・余暇善用という概念を提示した。しかし娯楽の大衆性を離れてその指導・統制を考へることは不可能であるという権田の指摘はその枠組みを超えるものがあるのではないか。それは、「労働の終焉」が指摘される現在におけるレクリエーション、あそびをいかに捉え直すかという課題ともつながってこよう。

註

- 1)井上俊「解説」『権田保之助著作集第二巻』文和書房・379-399頁・1974年。
- 2)鶴見俊輔「民衆娯楽から国民娯楽へ」〈思想〉1976年6月・284頁。
- 3)倉田喜弘『明治大正の民衆娯楽』岩波書店・202-203頁・1980年。
- 4)例えば、権田保之助『民衆娯楽論』巖松堂書店・223-224頁・1931年などがある。
- 5)権田保之助「社会生活に於ける娯楽の一考察」〈大原社会問題研究所雑誌〉1924年4月を「社会生活と娯楽」に改題、『民衆娯楽論』・前掲に所収、48頁。
- 6)権田保之助「勤労大衆の生活に於ける生活享楽費の問題」〈大原社会問題研究所雑誌〉1936年6、7月合併号・17頁。
- 7)同前・18頁。
- 8)同前・21頁。
- 9)同前・25頁。
- 10)同前・26-27頁。
- 11)同前・28頁。
- 12)同前・30-32頁。
- 13)同前・33頁。
- 14)同前・33-34頁。
- 15)権田保之助「娯楽界漫評」〈雄弁〉1937年6月・171頁。
- 16)同前。
- 17)同前。
- 18)権田保之助「流行歌の商品性と文化の問題」〈報知新聞〉1936年10月4日。『権田保之助著作集第四巻』・文和書房・1975年に所収・312-313, 317頁。
- 19)同前・316頁。
- 20)『民衆娯楽論』前掲・104頁。
- 21)同前・106頁。
- 22)同前・42-44、50頁。
- 23)『美術工芸論』前掲・3-4頁。
- 24)高野岩三郎・権田保之助「日本における家計調査とその実施に就て」〈大原社会問題研究所雑誌〉1930年12月・155-156頁。
- 25)権田保之助「労働者娯楽論」〈大原社会問題研究所雑誌〉1933年11月、『権田保之助著作集第四巻』前掲に所収・256頁。
- 26)同前・257頁。
- 27)同前・258頁。
- 28)同前・260-264頁。
- 29)同前・271-272頁。
- 30)同前・265頁。
- 31)同前・269-271頁。
- 32)同前・272頁。
- 33)同前・272-273頁。
- 34)同前・279頁。
- 35)同前・280頁。
- 36)権田保之助「家庭に於ける娯楽」〈生活〉1929年3月・『権田保之助著作集第四巻』前掲に所収・161-162頁。
- 37)同前・165頁。
- 38)同前・167頁。
- 39)同前。
- 40)同前・167頁。
- 41)同前・164-165頁。

(付記)

本研究は2000年度早稲田大学特定課題研究助成費(2000A-828)による研究の成果である。

日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規定他	31
役員選出細則設置の趣旨	35
投稿規定	41
会員名簿	43
索引	75

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総 則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名 Japan society of Leisure and Recreation Studies）という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、埼玉県新座市北野1-2-26 立教大学武蔵野新座キャンパス コミュニティ福祉学部 松尾研究室内に置く。

〈第2章 事 業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 学会大会の開催
2. 研究会・講演会等の開催
3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
4. 研究の助成
5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
6. 会員相互の親睦
7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会 員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体とする。
4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌（紙）等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を棄損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役 員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により職務を代行する。
3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開く事ができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

1. 入会金 2,000円
2. 正会員 年度額 8,000円
3. 賛助会員 " 20,000円以上
4. 購読会員 " 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規定

昭和57年6月12日制定

昭和58年10月30日改訂

平成7年12月10日改訂

平成11年4月26日改訂

1. 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
(1)総務、(2)研究企画、(3)編集、(4)広報渉外、(5)財務
また専門委員会の委員は、理事会の承認を得る必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規定

昭和57年6月12日制定

平成7年12月10日改訂

1. 会則第18条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。

3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規定

昭和56年11月8日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名称
 3. 支部長および役員
 4. 会則
 5. 会員名簿
 6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員20名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる15名を正会員による直接選挙（順位標記の5名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第10条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費等手続き期日の指定）

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

（趣旨）

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員を選出に関し、必要な事項を定める。

（選出の時期）

第2条 すべて役員を選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

（選出の種別と人数）

第3条 この細則により選出される役員の種類と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- | | | |
|-------|-----|------------|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 | 事 | 25名以上30名以内 |
| (4) 監 | 事 | 2名 |

（資格の制限）

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事会（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。

- 4 委員の任期は、役員選挙年度の5月1日から翌々年の4月30日までの2年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、得票数が決定したとき得票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

（細則の改廃）

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

付 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

（趣旨）

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事（以下「改選前理事」という。）の選出にあたり、この申し合わせを定める。

（選出の時期）

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

（選出の形態）

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

（選出の方法）

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

（投票の有効性）

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- （1） 規定用紙以外のもの
- （2） 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- （3） 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

（当選の決定）

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会（役員改選前年度の最初に開催される理事会）において

- 郵便投票を開票し決定する。
- 2 改選前理事（10名）の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。
 - 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

（選挙管理）

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

付 則

（施行期日）

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事（25名）による理事長の選出に関する申し合わせ

（趣旨）

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

（選出の時期）

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

- 2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

（選出の方法）

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

付 則

（施行期日）

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

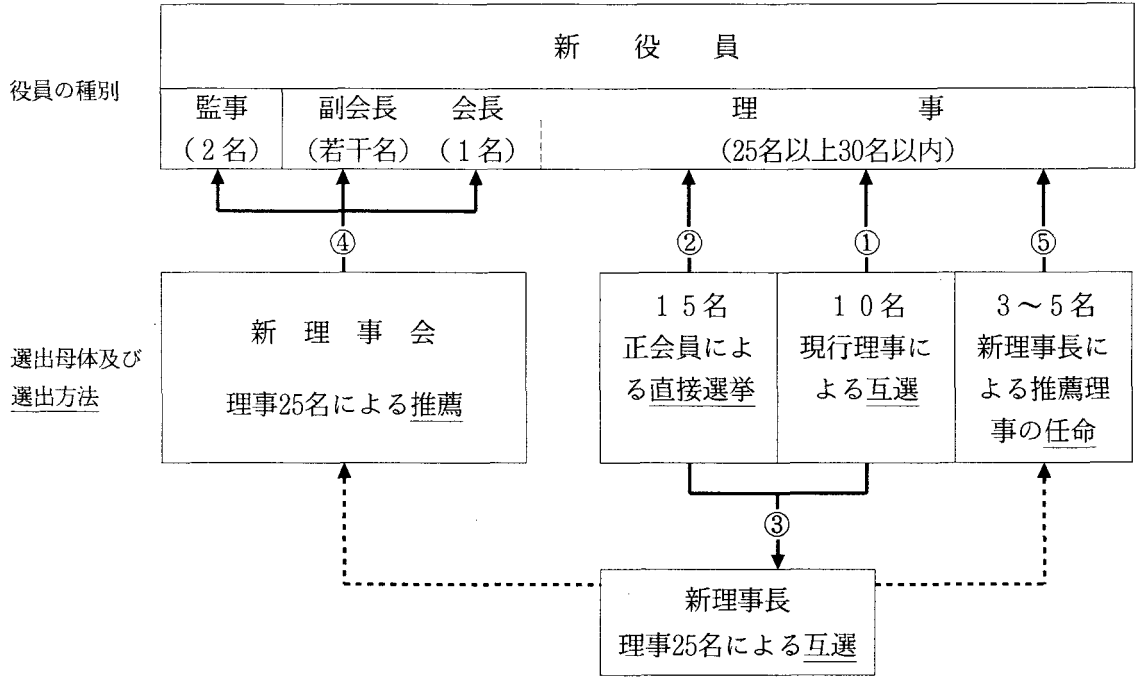
付 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕 図説中の①～⑤の数字は、新役員の選出される順序を示す。



《各役員選挙投票用紙》

〔改選前理事選出投票用紙【a】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】（順位標記の10名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()
6. ()
7. ()
8. ()
9. ()
10. ()

〔新理事選出投票用紙【b】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】（順位標記の5名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()

〔会長、副会長、監事選出投票用紙【c】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長（1名）、副会長（若干名）、監事（2名）の選出投票用紙【c】（無記名単記）

- 会長
()
- 副会長
()
- 監事
()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定

昭和46年3月21日制定

昭和57年6月12日改訂

昭和58年7月1日改訂

平成元年2月2日改訂

平成8年4月1日改訂

1. 投稿者は、本学会会員であること。ただし、編集委員会が必要と認めた場合にはこの限りではない。
2. 投稿内容は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における原著論文、研究資料、評論、実践報告、その他とし、完結していること。また、他誌に未投稿、未発表のものに限る。
3. 投稿に際しては、原稿の冒頭に前項に挙げた区分の内、該当するいずれかの種類を朱書し明記する。
4. 原稿は、400字詰原稿用紙（A4版）に黒インク書きまたは、ワープロ（A4版、800字：25字×32行）で仕上げるものとし、本文はひらがな現代かなづかいとする。また、外国語のかな書きにはカタカナを用いて表記し、欧文の記述にあたってはタイプまたは活字体を用いて表記すること。
5. 図表および写真は、オリジナルなものとし、必ず通し番号とタイトルを記入して一枚ずつ台紙に貼り、本文とは別に一括して添付する。また、図表等の挿入箇所は本文欄外に図表番号をもって朱書し、明記する。
6. 投稿者は、氏名と共に勤務先または所属機関名を（ ）内に表記すること。
7. 論文および資料の原稿には、欧文による題名、著者名、所属機関名、抄録、キーワード、ならびに欧文抄録とキーワードの和訳を別紙により添付する。なお、本文が欧文原稿の場合には、邦文による同様な様式を整えて添付する。
8. 引用文献は、原則として本文の最後に著者名のA、B、C順に通し番号をつけて一括し、雑誌の場合には、著者、題目、雑誌名、巻号、ページ、西暦年号、の順に、単行本の場合には、著者、書名、ページ、発行所、西暦年号、の順に記載する。なお、本文中の引用箇所の右肩上に該当する文献番号を付すこととする。
9. 原稿は一篇につき図表・写真共刷り上がり10頁（400字詰原稿用紙約35枚）以内を原則とする。ただし、前記規定以上の頁数を必要とする場合や、特殊な印刷を必要とする場合には、編集委員会の承認を経た上で、その費用の超過分を投稿者の負担とする。
10. 掲載論文については、別刷り30部を執筆代表者に無償で送付する。なお、更に部数を必要とする場合には、投稿時点に申し出ること。ただし、その場合の費用は投稿者の負担とする。
11. 投稿にあたっては、オリジナル原稿とそのコピーを3部添付して提出する。なお、投稿論文は返却しないものとする。
12. 投稿原稿の採否については、本学会編集委員会において決定する。なお、採否の決定にあたっては、編集委員会が委嘱する審査員2名の審査結果を尊重する。
13. 本誌は、日本レジャー・レクリエーション学会の機関誌として年2回（5月、11月）の発行を予定し、本誌への掲載は原稿受理の順序による。
14. 大会発表論文集への投稿規定については、別に定める。
15. 本誌への投稿は、下記編集委員会宛に行うこととする。

〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26

立教大学 武蔵野新座キャンパス

コミュニティ福祉学部 松尾研究室内

日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会

電話・FAX (048)471-7345

「レジャー・レクリエーション研究」

投稿募集

研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

「レジャー・レクリエーション研究」への積極的な投稿を促進するために、編集の年間スケジュールをお知らせいたします。

研究論文の審査、修正作業には最短でも2ヶ月程度の時間を要する点を考慮して、投稿してください。

投稿は、常時受け付けております。会員の皆様の積極的な投稿をお願いいたします。

■投稿論文送付先

〒352-8558 埼玉県新座市北野1-2-26

立教大学 武蔵野新座キャンパス

コミュニティ福祉学部 松尾研究室内

日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会

●論文審査の流れ

論文投稿受付	学会事務局（常時）
論文審査開始	編集委員会（委員会開催時）
論文審査	審査者2名
修正	投稿者
再審査 再修正	回数は必要に応じて
論文受理	編集委員会（委員会開催時）
印刷	

↑ 2ヶ月程度 ↓

●学会誌編集スケジュール

	〈学会誌発刊〉	〈編集委員会〉
1月		（中旬）第1回
2月		
3月	（下旬）印刷開始	（中旬）第2回
4月		
5月	（上旬）前記号発刊	（下旬）第3回
6月		
7月		（下旬）第4回
8月		
9月		
10月	（中旬）印刷開始	（上旬）第5回
11月	（下旬）後記号発刊	
12月		（上旬）第6回

編集委員会

下村彰男(委員長) 荒井 歩(幹事)
嵯峨 寿 境 広志(幹事)
 田中伸彦(幹事)

Editorial Committee

A. Shimomura (Chief Editor) A. Arai
H. Saga H. Sakai
 N. Tanaka

Subscription published three times a year : two issues in Japanese with abstracts in English and another issue in only Japanese, by Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS). Subscription is available to libraries, institutions, departments, and individual members at the equivalent amount of foreign currency of 8,000 Japanese yen as a member (U.S. \$100 at present inclusive of postage) .

Address: Subscription Manager, Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS) .

c/o:Rikkyo University

1 - 2 -26 Kitano, Niiza-city, Saitama, 352-8558 Japan

Tel. & Fax. your country code+81+048-471-7345

レジャー・レクリエーション研究 第45号 (Nov., 2001)

平成13年11月22日 印刷

平成13年11月30日 発行

発行人 坂口正治

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会

印刷所 有限会社石橋印刷

神奈川県小田原市飯泉1033

電話 0465-47-9171(代)

JOURNAL of Leisure and Recreation Studies

No. 45

Original Articles

An Introduction to Hospitality of Hotel Ritz

—A Study on Hospitality and Service—

Mamoru DOI 1

Socialization into Recreational Sport in Elderly Person

—Focus on the Participants of a Sport and Recreation Festival—

Kazuyuki KUBO, Takeshi NAKAYAMA, Takahiro KITAMURA,

Masashi KAWANISHI, Shinji MORINO11

Yasunosuke Gonda's Thought on Workers Leisure and Recreation

Natsuko SAKAUCHI23

Regulations of JSLRS

Information of JSLRS

Members of JSLRS

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Nov. 2001